

不当廉売関税(アンチダンピング関税)の
課税の回避のために第三国から輸入され
る貨物等に対して関税を課することを求め
る書面の作成の手引き

(令和8年4月)

財 務 省
経 済 産 業 省

目次

I	本資料の目的及び位置づけ	1
II	調査に関する手続の概要	1
1	課税を求める書面の提出から課税に至るまでの流れ	1
2	課税を求める書面の提出方法	2
3	相談窓口	2
4	調査当局	2
5	本邦の利害関係者による協力	2
III	課税を求める書面の作成について	4
1	課税を求める書面の作成	4
2	課税を求める書面の作成及び証拠の添付に当たっての留意点	4
3	課税を求める書面及び証拠の秘密としての取扱い	4
IV	課税を求める書面の記載例(表紙)	6
V	課税を求める書面の記載例(課税を求める書面に記載すべき事項)	7
1	申請者の氏名又は名称及び住所又は居所	7
2	指定貨物等の品名、銘柄、型式及び特徴	8
2-1	当該貨物の品名	8
2-2	当該貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号	8
2-3	当該貨物の銘柄、型式及び特徴	8
3	指定貨物の供給者又は供給国	10
4	不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の品名、銘柄、型式及び特徴	11
4-1	当該貨物の品名	11
4-2	当該貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号	11
4-3	当該貨物の銘柄、型式及び特徴	11
5	不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の供給者又は供給国	14
6	本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情	16
6-1	本邦の産業が生産する指定貨物と同種の貨物(法第8条の2第1項第1号又は第2号に掲げる貨物の場合は記載)	16
6-2	申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当することの説明	17
7	不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実並びに当該輸入が増加していることの概要	19
7-1	法第8条の2第1項第1号に掲げる貨物に対して課税を求める場合	19
7-1-1	輸入の事実	19
7-1-2	第三国における加工	21
7-1-3	当該貨物の価額に占める原料又は材料の価額の割合	22
7-1-4	第三国での生産の工程が重要でないこと	24
7-2	法第8条の2第1項第2号に掲げる貨物に対して課税を求める場合	29
7-2-1	輸入の事実	29
7-2-2	指定貨物供給国等からの法第8条の2第1項第2号に掲げる貨物の輸入	30
7-3	法第8条の2第1項第3号に掲げる貨物に対して課税を求める場合	32
7-3-1	輸入の事実	32
7-3-2	本邦における加工	33
7-3-3	当該貨物の価額に占める原料又は材料の価額の割合	34

7-3-4	本邦での生産の工程が重要でないこと.....	35
7-3-5	国内において販売されていること.....	39
7-4	不当廉売(ダンピング)があること.....	40
7-5	当該貨物の輸入の増加について不当廉売関税の回避のため以外の正当な理由がないこと(注:任意).....	42
7-6	当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実.....	43
7-6-1	当該貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響.....	44
7-6-2	当該貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響.....	47
8	提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由.....	49
9	当該課税の求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況.....	51
10	その他参考となるべき事項.....	53
10-1	不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の輸入者及び供給者.....	53
10-2	当該貨物と同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等.....	53
10-3	当該貨物と同種の貨物の産業上の使用者及びその団体.....	53
10-4	当該貨物と同種の貨物の主要な消費者団体(当該貨物が小売に供されている場合に限る。).....	53
10-5	当該貨物の本邦及び他国における不当廉売関税課税状況.....	54
10-6	当該貨物と同種の貨物の国際取引の一般的状況.....	54

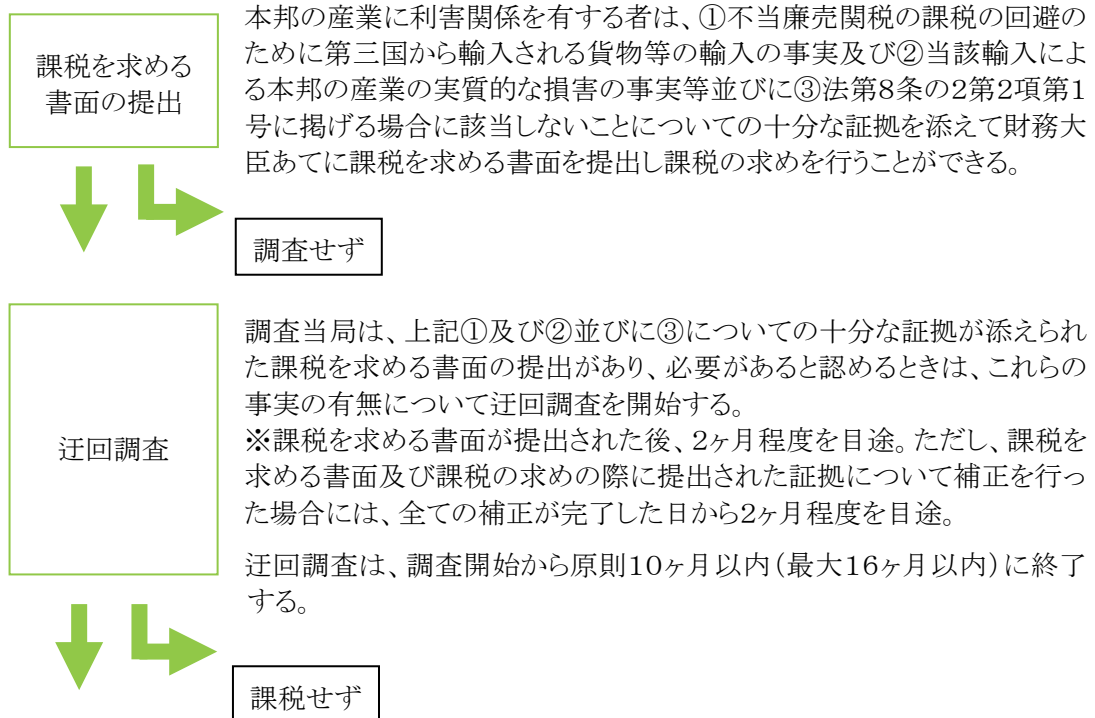
I 本資料の目的及び位置づけ

本資料の目的は、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等（関税定率法（以下「法」という。）第8条の2第1項に規定する同項各号に掲げる貨物をいう。以下同じ。）に対して関税を課することの求め（以下「課税の求め」という。）を検討している企業等に対して、どのように不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等に対して関税を課することを求める書面（以下「課税を求める書面」という。）を作成するのか、及び不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の輸入の事実等についての調査（以下「迂回調査」という。）を開始するか否かを決定する上で必要となるべき証拠は何かを提示することにある。課税を求める書面を作成するために必要となる事項及び課税の求めの形式は法、不当廉売関税等に関する政令（以下「政令」という。）、関税定率法施行規則（以下「省令」という。）、不当廉売関税等に関する手続等についてのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に規定されているため、本資料はこれらを補完し、課税を求める書面の作成において惹起され得る疑問点について説明するとともに、課税を求める書面の具体的な記載例を示すことにより、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等に対して関税を課することを求めようとする者（以下「申請者」という。）の参考に供することを主眼において作成されたものである。

本資料は何ら法的拘束力を有するものではなく、本資料の内容を、課税を求める書面に含めなければならない内容として強制するものではない。また、申請者は事案ごとの状況に応じて適当と考える証拠を提出することとなる。なお、迂回調査の開始については、課税を求める書面及び課税の求めの際に提出された証拠について、調査当局がその正確さ及び妥当性を検討し、迂回調査開始の正当性を決定するため、本資料に沿って課税の求めを行うことで自動的に調査が開始されるものでないことに留意が必要である。

II 迂回調査に関する手続の概要

1 課税を求める書面の提出から課税に至るまでの流れ



課税

迂回調査の結果、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等に対して課する関税の課税要件を満たしている場合、貨物、当該貨物の供給者（輸出者若しくは生産者をいう。）又は供給国（輸出国又は原産国（これらの国の一部である地域を含む。）をいう。以下同じ。）及び期間を指定し、不当廉売関税に相当する税額の関税を課する。

※詳細については3頁<参考>参照のこと。

2 課税を求める書面の提出先

課税を求める書面の提出先は、財務省関税局関税課特殊関税調査室とし、名宛人は、財務大臣とする。提出に際して電磁的記録媒体を提出する場合には、書面による提出部数は最低1部とし、当該媒体を提出しない場合には、書面による提出部数は最低4部とする。

3 相談窓口

課税の求めに関する相談の担当部局は、以下の部局とする。

- 財務省関税局関税課特殊関税調査室

〒100-8940

東京都千代田区霞が関3-1-1

電話番号:03-3581-8236

電子メールアドレス:anti.dumping@mof.go.jp

- 経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部特殊関税等調査室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

電話番号:03-3501-3462

電子メールアドレス:bzl-qqfcbk@meti.go.jp

4 調査当局

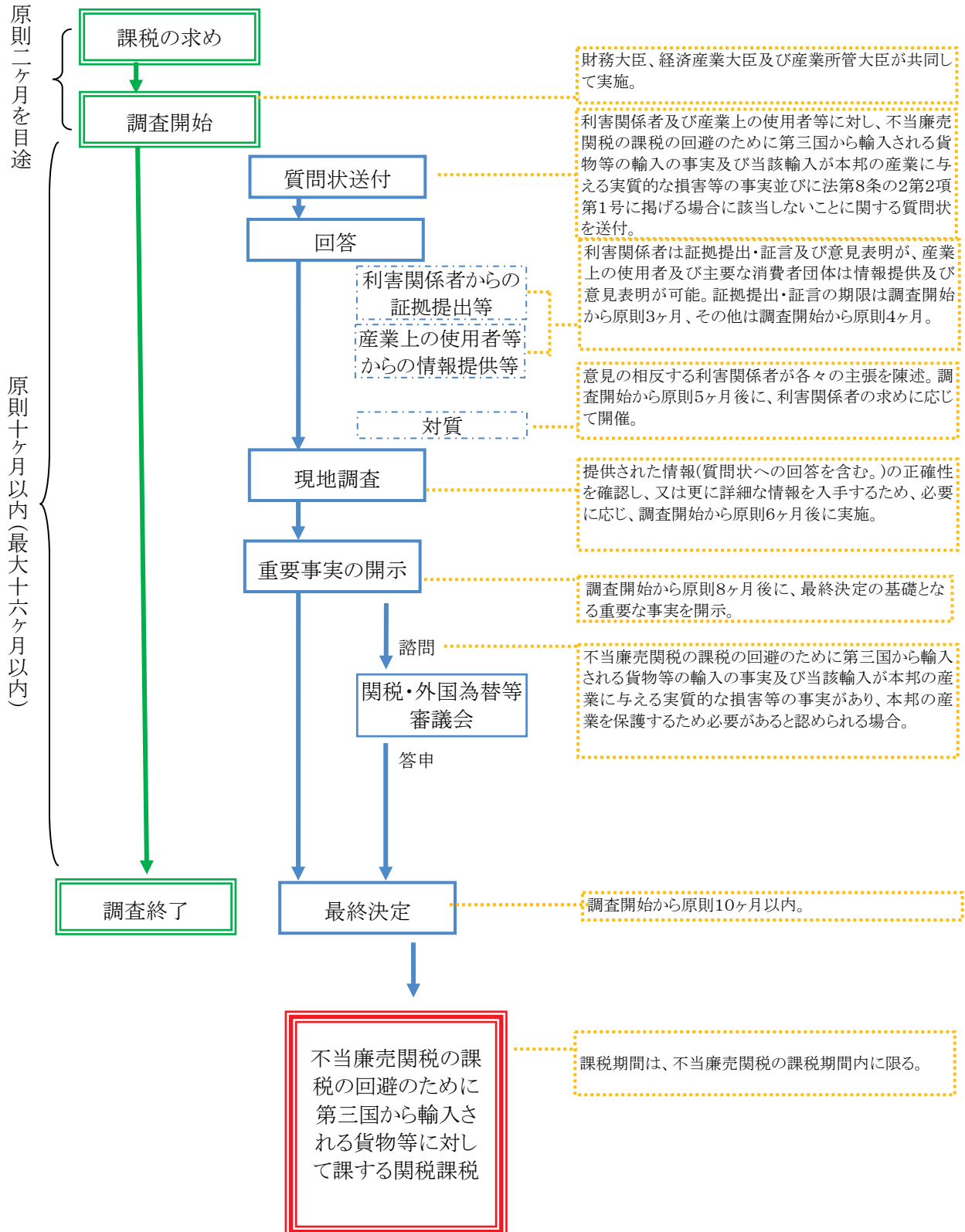
迂回調査を開始することが決定されたときは、財務省、経済産業省及び当該本邦の産業を所管する省の関係職員からなる調査担当者団を設け、調査を行う。

5 本邦の利害関係者による協力

迂回調査には本邦の利害関係者による協力が不可欠である。迂回調査が開始された場合、利害関係者には調査当局からの質問状への対応が求められ、また、それぞれの者に対する現地調査への協力等が求められることがある。

(注)利害関係者とは、指定貨物供給国等(法第8条の2第1項第1号に規定する「指定貨物供給国等」をいう。以下同じ。)における指定貨物(法第8条第1項に規定する「指定貨物」をいう。以下同じ。)の供給者、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の供給者又は輸入者及び不当廉売がされた貨物と同種の貨物を生産する本邦の生産者等をいう。

迂回調査手続の基本的フローチャート



III 課税を求める書面の作成について

1 課税を求める書面の作成

課税を求める書面には下記の事項を記載する必要がある。各事項の具体的な記載方法については、次頁以降の課税を求める書面の記載例において示すこととする。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
- (3) 指定貨物の供給者又は供給国
- (4) 不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の品名、銘柄、型式及び特徴
- (5) 不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の供給者又は供給国
- (6) 本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情
- (7) 不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実並びに当該輸入が増加していることの概要
- (8) 提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
- (9) 当該課税の求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況
- (10) その他参考となるべき事項

2 課税を求める書面の作成及び証拠の添付に当たっての留意点

- (1) 課税の求めに当たって、申請者は合理的に入手可能な最善の情報を証拠として提出する。当該証拠は、商業上又は公的に入手可能な情報源から得られたものであることが望ましい。
- (2) 添付された全ての証拠について、その出所、時期及び期間を明記する。また、得られた情報から数値を算出した場合には、その算出方法を詳細に記載する。
- (3) 課税を求める書面の本文には、説明に必要な事項のみ記載することとし、その他の参考とすべき事項は、別紙とすることが望ましい(ただし、どの別紙を用いたか分かるように、同書面の本文には、関連する別紙の番号等を明記する。)
- (4) 金額については使用する通貨や単位を統一する。通貨を換算する場合には使用する為替レート及びその出所を明記する。
- (5) 資料の提出が求められている項目について、当該資料が提出できない場合にはその旨及び理由を記載する。

3 課税を求める書面及び証拠の秘密としての取扱い

- (1) 開示されると事業に差し障りのある記載部分については、課税を求める書面又は証拠におけるどの記載部分について秘密としての取扱いが必要となるのかを指定し、その理由を書面にて提出することにより、秘密として取り扱うことを求めることができる(後述する V8 参照)。
- (2) 課税を求める書面又は証拠に秘密としての取扱いを求める記載部分が含まれる場合には、課税を求める書面等は、当該記載部分も含めた「非開示版」と、当該記載部分を要約した「開示版」の二種類を提出する必要がある。なお、要約する方法については、ガイドライン別添3の「秘密証拠等の要約の作成例」を参照する。
- (3) 迂回調査を開始することが決定された場合は、速やかに不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の供給者又はその団体、輸入者又はその団体、指定貨物供給国等(法第8条の2第1項第1号に規定する「指定貨物供給国等」をいう。以下同じ。)における指定貨物の供給者、輸入国迂回貨物(不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等のうち、法第8条の2第1項第3号に掲げる貨物をいう。以下同じ。)の場合にあっては、当該貨物を原料又は材料の一部として本邦において法第8条第1項の規定により指定された貨物の生産を行う生産者等及び輸出国政府に対して開示版の課税

を求める書面が提供されることになる。また、他の利害関係者に対しても、開示版の課税を
求める書面が提供される場合がある。

IV 課税を求める書面の記載例(表紙)

記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

財務大臣 〇〇〇〇殿

申請者

〒000-0000

東京都〇〇区〇〇△丁目△番△号

〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

〒000-0000

東京都□□区□□△丁目△番△号

□□□株式会社 代表取締役社長 □□□□

〒000-0000

東京都◇◇区◇◇△丁目△番△号

◇◇◇株式会社 代表取締役社長 ◇◇◇◇

申請代理人(代理人を使用する場合)

〒000-0000

東京都〇〇区〇〇△丁目△番△号

〇〇法律事務所

上記申請代理人弁護士 〇〇〇〇

『〇〇国』産【●●】に対する関税定率法第8条の2第1項の関税を課することを求める書面

〇〇〇政令(〇〇〇年政令第〇〇〇号)により『〇〇国』から輸入される【●●】に対して不当廉売関税が課されているところ、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実並びに関税定率法第8条の2第2項第1号に該当しない事実がありますので、同条第3項及び不当廉売関税等に関する政令第7条の2第1項の規定に基づき同法第8条の2第1項第〇号に掲げる貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実並びに同条第2項第1号に掲げる場合に該当しないことについての証拠を添えて、同条第3項の規定により『〇〇国』から輸入された【●●】に対して関税を課することを求めます。

📖 関係法令等

- 法第8条の2第3項

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、申請の概要を記載する。以降の記載例においては、指定貨物の供給国を『A国』、貨物名を【B】とし、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の供給国を『X国』、貨物名を【●●】(貨物名を迂回類型により区別する場合は、同項第1号に掲げる貨物(第三国迂回の場合)は指定貨物と同じため【B】、同項第2号に掲げる貨物(軽微変更迂回の場合)を【Y】、同項第3号に掲げる貨物(輸入国迂回の場合)及び指定貨物の原料・材料となる貨物を【Z】)としている。

V 課税を求める書面の記載例(課税を求める書面に記載すべき事項)

1 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所

記載例

1.申請者の氏名又は名称及び住所又は居所

本件の申請者は、〇〇株式会社(以下「〇〇」という。)、□□株式会社(以下「□□」という。)、◇◇株式会社(以下「◇◇」という。)で、所在地はそれぞれ以下のとおりである。申請者の事業内容は、いずれも【●●】の製造及び販売である。

別紙として、直近の有価証券報告書(別紙○)を提出する。

〇〇
〒000-0000
東京都〇〇区〇〇△丁目△番△号

□□
〒000-0000
東京都〇〇区〇〇△丁目△番△号

◇◇
〒000-0000
東京都〇〇区〇〇△丁目△番△号

📖 関係法令等

- 政令第7条の2第1項第1号

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、申請者の氏名又は名称及び住所又は居所を記載する。
- 申請者が団体の場合は、法人登記簿、定款又はその他公表情報であって団体の存在が確認できるもの(連絡先や役員名等)を添付する。また、当該申請が団体として合意されたものであることを示すための資料として、例えば、団体の意思決定について示された議事録等を添付する。
- 申請者が法人の場合は、会社の概要を示す資料として、有価証券報告書やパンフレット等の資料を添付する。

2 指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

2-1 当該貨物の品名

2-2 当該貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号

2-3 当該貨物の銘柄、型式及び特徴

記載例

2.指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

2-1. 当該貨物の品名

【B】

2-2. 当該貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号

- 関税定率法別表の適用上の所属区分:第 1234・56 号の一の(一)のC (【B’】)
- 輸入統計品目番号:1234.56-789 (【B’’】)

2-3. 当該貨物の銘柄、型式及び特徴

【B】は、関税定率法別表第 1234・56 号の一の(一)のCに掲げる【B’】のうち、厚さが○mm 以上、かつ○○の含有量が**%未満のものである。

【B】は、その純度によって a タイプ(高純度品)、b タイプ(普通品)、c タイプ(合金品)、d タイプ(再生品)に区分される。各タイプに共通した特性等及びタイプごとの特性等の差異は以下のとおりである。

①物理的・化学的特性

- a、b、c、d タイプとも、日本市場において ISO 規格○○に整合することが要求される点で共通している。当該規格に基づく物理的・化学的特性を別紙○として提出する。
- ISO 規格○○に整合する【B】のうち、強度が…、耐食性が…、加工性が…、純度が…のものが b タイプである。b タイプと a、c、d タイプの物理的・化学的相違点は以下のとおり。
 - ・ a タイプは、b タイプを精製し、純度を○%に高めたものである。そのため、b タイプよりも強度及び耐食性が xx 割程度高くなる。
 - ・ c タイプは、b タイプに○○を○～○%合成したものである。○○を合成することにより、加工度が b タイプよりも xx 割程度高くなる。
 - ・ d タイプは、使用済みの a、b、c タイプから精製されるため、強度、耐食性、加工性及び純度がやや低くなる。

②用途

- いずれのタイプとも、主に、道路、鉄道、港湾施設及び建築分野に使用されており、主な産業上の使用者は○○、△△、□□等の土木工事会社である。
- a タイプは、b タイプよりも高い強度及び耐食性が必要な箇所に使用され、c タイプは、b タイプよりも高い加工性が必要な箇所に使用される。d タイプは、強度、耐食性及び加工性が a、b、c タイプより低いことから、これらの要求が比較的低い箇所に使用される。

③販売経路

- 大部分が、【B】の生産者から輸出商社及び輸入商社を経由し、本邦における産業上の使用者に流通している。一部には、生産者から産業上の使用者に直接流通している貨物もある。

📖 関係法令等

- 政令第7条第1項第2号

👉 解説

- 本セクションにおいては、原措置（我が国が発動している不当廉売関税措置をいう。以下同じ。）の対象となっている指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴に係る事項を記載する。
 - 申請者は、指定貨物の定義について誤解が生じないよう、特に以下の点を含めつつ、可能な限り詳細な定義付けを行うことが求められる。
- ① 指定貨物の客観的な定義付け（輸入統計品目表上の記載と一致する場合もあれば一致しない場合もある(注)）。例えば太さや長さ等の物理的特性等により、調査当局（及び税関当局）が指定貨物を正確かつ明確に識別できるようにすべきことを念頭におく。
 - ② 指定貨物の詳細な定義付け。これには以下を含むべき。
関税分類等（指定貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号）
 - 物理的・化学的特性
 - 用途
 - 販売経路
 - 指定貨物に複数の商品タイプが存在する場合には、全ての商品タイプが不当廉売された貨物の定義に含まれることが正当であるかどうか、及び全ての商品タイプを1つの貨物として扱うべきか否かの説明をすべき。この説明の上で、物理的・化学的特性等の差異の有無及びその内容、用途の違い等を説明することが必要となる。
 - ③ 添付すべき資料として、申請者が入手した指定貨物の商品見本、商品カタログ、業界内の商品分類表等が考えられる。
- (注) 指定貨物の客観的な定義付けが輸入統計品目表上の記載と一致しないと考える場合は、その定義付けが妥当であることを十分詳細に説明する（同一の輸入統計品目でありながら、指定貨物に含まれない貨物がある場合に如何なる理由で指定貨物に含まれないのかについての詳細な説明を含む。）。

3 指定貨物の供給者又は供給国

記載例

3. 指定貨物の供給者又は供給国

指定貨物の本邦への供給国は『A国』である。

指定貨物について、申請者が知り得た『A国』における生産者及び輸出者は以下のとおりである。ただし、以下の生産者及び輸出者は、指定貨物に係る調査報告書および申請者の調査によって判明したものであり、このほかにも存在する可能性がある。

生産者及び輸出者

供給国	生産者	輸出者
A国	**CO.,LTD ##CO.,LTD	**CO.,LTD !!CO.,LTD *!CO.,LTD

(注)生産者及び輸出者の所在地及び連絡先は別紙○のとおり。

📖 関係法令等

- 政令第7条の2第1項第5号

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、指定貨物の供給者(生産者若しくは輸出者をいう。以下同じ。)及び供給国に係る事項を記載する。
- 供給者
 - 申請者が知り得た全ての指定貨物の供給者について、それぞれの名称、所在地及び連絡先を記載する法第8条第1項の規定により指定された供給国が複数ある場合若しくは同項の規定により供給者のみを指定している場合であって当該供給者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国(又は地域)が複数ある場合は、それぞれの国(又は地域)について、知り得た指定貨物の供給者の名称、所在地及び連絡先を記載する。
- 供給国
 - 法第8条第1項の規定により指定された国又は地域を「供給国」として記載する。
 - 原措置において複数の供給国を指定している場合(法第8条第1項の規定により指定された貨物が複数の供給国で生産され、本邦に輸入されている場合)、それぞれの国(又は地域)を記載する。

4 不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の品名、銘柄、型式及び特徴

4-1 当該貨物の品名

4-2 当該貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号

4-3 当該貨物の銘柄、型式及び特徴

記載例(法第8条の2第1項第1号に掲げる貨物の場合)

4. 不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の品名、銘柄、型式及び特徴

4-1. 当該貨物の品名

【B】

4-2. 当該貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号

上記 2-2 と同様である。

4-3. 当該貨物の銘柄、型式及び特徴

上記 2-3 と同様である。

記載例(法第8条の2第1項第2号に掲げる貨物又は同項第3号に掲げる貨物の場合)

4. 不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の品名、銘柄、型式及び特徴

4-1. 当該貨物の品名

【Y】(又は【Z】)

4-2. 当該貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号

- 関税定率法別表の適用上の所属区分: 第 1234・56 号の一の(一)のC (【Y'】(又は【Z'】))
- 輸入統計品目番号: 1234.56-789 (【Y''】(又は【Z''】))

4-3. 当該貨物の銘柄、型式及び特徴

【Y】(又は【Z】)は、関税定率法別表第 1234・56 号の一の(一)のCに掲げる【Y'】(又は【Z'】)のうち、厚さが○mm以上、かつ○○の含有量が**%未満のものである。

【Y】(又は【Z】)は、その純度によって a タイプ(高純度品)、b タイプ(普通品)、c タイプ(合金品)、d タイプ(再生品)に区分される。各タイプに共通した特性等及びタイプごとの特性等の差異は以下のとおりである。

① 物理的・化学的特性

- a、b、c、d タイプとも、日本市場において ISO 規格○○に整合することが要求される点で共通している。当該規格に基づく物理的・化学的特性を別紙○として提出する。
- ISO 規格○○に整合する【Y】(又は【Z】)のうち、強度が…、耐食性が…、加工性が…、純度が…のものが b タイプである。b タイプと a、c、d タイプの物理的・化学的相違点は以下のとおり。
 - ・ a タイプは、b タイプを精製し、純度を○%に高めたものである。そのため、b タイプよりも強度及び耐食性が xx 割程度高くなる。
 - ・ c タイプは、b タイプに○○を○～○%合成したものである。○○を合成することにより、加工度が b タイプよりも xx 割程度高くなる。
 - ・ d タイプは、使用済みの a、b、c タイプから精製されるため、強度、耐食性、加工性及び純度がやや低くなる。

② 用途

- いずれのタイプとも、主に、道路、鉄道、港湾施設及び建築分野に使用されており、主な産業上の使用者は○○、△△、□□等の土木工事会社である。
- a タイプは、b タイプよりも高い強度及び耐食性が必要な箇所に使用され、c タイプは、b タイプよりも高い加工性が必要な箇所に使用される。d タイプは、強度、耐食性及び加工性が a、b、c タイプより低いことから、これらの要求が比較的低い箇所に使用される。

③ 販売経路

- 大部分が、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等【Y】(又は【Z】)の生産者から輸出商社及び輸入商社を経由し、本邦における産業上の使用者に流通している。一部には、生産者から産業上の使用者に直接流通している貨物もある。

📖 関係法令等

- 政令第7条の2第1項第2号

📖 解説

- 本セクションにおいては、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の品名、銘柄、型式及び特徴に係る事項を記載する。
- 申請者は、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の定義について誤解が生じないよう、特に以下の点を含めつつ、可能な限り詳細な定義付けを行うことが求められる。
- 第三国迂回貨物(不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等のうち、法第8条の2第1項第1号に掲げる貨物をいう。以下同じ。)の場合は、原措置の対象となっている指定貨物と同じとなる。

- ① 不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の客観的な定義付け(輸入統計品目表上の記載と一致する場合もあれば一致しない場合もある(注))。例えば太さや長さ等の物理的特性等により、調査当局(及び税関当局)が不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等を正確かつ明確に識別できるようにすべきことを念頭におく。
- ② 不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の詳細な定義付け。これには以下を含むべき。
 - 関税分類等(不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の所属する関税率別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号)
 - 物理的・化学的特性
 - 用途
 - 販売経路
 - 不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等に複数の商品タイプが存在する場合には、全ての商品タイプが不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の定義に含まれることが正当であるかどうか、及び全ての商品タイプを1つの貨物として扱うべきか否かの説明をすべき。この説明の上で、物理的・化学的特性等の差異の有無及びその内容、用途の違い等を説明することが必要となる。
- ③ 添付すべき資料として、申請者が入手した不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の商品見本、商品カタログ、業界内の商品分類表等が考えられる。

(注) 不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の客観的な定義付けが輸入統計品目表上の記載と一致しないと考える場合は、その定義付けが妥当であることを十分詳細に説明する(同一の輸入統計品目でありながら、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等に含まれない貨物がある場合に如何なる理由で不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等に含まれないのかについての詳細な説明を含む)。ただし、輸入統計品目表の分類をさらに細分化した貨物を不当廉売がされた関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等として調査することは実務的に困難なこともある。

5 不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の供給者又は供給国

記載例

5. 不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の供給者又は供給国

不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の本邦への供給国は『X国』(又は『A国』)である。

不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等について、申請者が知り得た『X国』(又は『A国』)における生産者及び輸出者は以下のとおりである。ただし、以下の生産者及び輸出者は申請者の調査によって判明したものであり、このほかにも存在する可能性がある。

生産者及び輸出者

供給国	生産者	輸出者
X国(又はA国)	**CO.,LTD	**CO.,LTD
	##CO.,LTD	!!CO.,LTD
		*!CO.,LTD

(注)生産者及び輸出者の所在地及び連絡先は別紙○のとおり。

関係法令等

- 政令第7条の2第1項第5号

解説

- 本セクションにおいては、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の供給者(生産者若しくは輸出者をいう。以下同じ。)及び供給国(法第8条の2第1項第1号に掲げる貨物の場合は『X国』、同項第2号に掲げる貨物の場合は又は同項第3号に掲げる貨物の場合は、指定貨物の本邦への供給国と同じ『A国』となる。)に係る事項を記載する。
- 供給者
 - 申請者が知り得た全ての不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の供給者について、それぞれの名称、所在地及び連絡先を記載する。
 - 課税を求める書面に複数の供給国が含まれる場合(不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等が複数の供給国で生産され、本邦に輸入されている場合)、それぞれの国(又は地域)について、知り得た不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の供給者の名称、所在地及び連絡先を記載する。
 - もし、供給国で生産された不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等が、さらに別の国(又は地域)を経由して本邦に輸出されている場合、当該経由国(又は地域)での知り得た不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の供給者にも言及する。
- 供給国
 - 課税の対象とすべき国又は地域を「供給国」として記載する。
 - 課税を求める書面に複数の供給国が含まれる場合(不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入された貨物等が複数の供給国で生産され、本邦に輸入されている場合)※、それぞれの国(又は地域)を記載する。

- もし、供給国で生産された不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等が、さらに別の国(又は地域)を経由して本邦に輸出されている場合、当該経由国(又は地域)にも言及する。

※複数の供給国を含める場合は、以下の点に留意する。

- ✓ 「7-1～3 当該貨物の輸入の事実」において、国ごとに迂回があることを記載する。
- ✓ 「7-6 当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」において、複数国からの輸入が本邦の産業へ及ぼす影響を累積的に評価するために必要な要件を充たしている旨の説明が必要(詳細は「累積的な評価(※複数の供給国が含まれる場合のみ必要な項目)」参照)。

6 本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

6-1 本邦の産業が生産する指定貨物と同種の貨物

(注:法第8条の2第1項第1号又は第2号に掲げる貨物の場合は記載)

記載例

6.本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

6-1.本邦の産業が生産する指定貨物と同種の貨物

本邦の産業が生産する【B】は、指定貨物と同様、その純度によってaタイプ(高純度品)、bタイプ(普通品)、cタイプ(合金品)、dタイプ(再生品)に区分される。各タイプに共通した特性等及びタイプごとの特性等の差異は以下のとおりである。

①物理的・化学的特性

- 上記 2-3 で説明した指定貨物と同様に、a、b、c、dタイプとも、ISO規格〇〇に整合することが要求される。a、b、c、dタイプ相互間の物理的・化学的な相違点も、指定貨物と同じである。
- 本邦の産業が生産した【B】について、当該規格に整合することを証する分析証を別紙〇として提出する。

②用途

- 上記 2-3 で説明した指定貨物の用途と同様である。

③販売経路

- 上記 2-3 で説明した指定貨物と同様に、専門商社を経由し、産業上の使用者に流通しており、一部には、生産者から産業上の使用者へ直接販売されるものもある。

④製造工程

- 原料となる〇〇に△△△を加えて溶解し、×××を抽出する。それに□□□を加えて加熱し、液状化した後、電気分解して精製し、〇mm以上の厚さにプレスする。この工程はa、b、cタイプに共通している。
- aタイプは、bタイプよりも高い電圧で電気分解を行う。
- cタイプは、抽出した×××に、□□□及び◇◇◇を加える。
- dタイプは、使用後のa、b、cタイプを加熱し液状化した後、〇mm以上の厚さにプレスする。
- それぞれのタイプについて、製造工程を示した図を別紙〇として提出する。

☞ 解説

- 輸入国迂回貨物は当該証拠の提出は不要。

6-2 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当することの説明

記載例

6-2.申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当することの説明

申請者は、【B】を生産・販売している本邦の産業を構成する全〇社のうちの3社であり、その〇〇年度の【B】の生産量の合計は、本邦における【B】の総生産量の75.0%を占める。

よって、申請者は不当廉売関税等に関する政令第5条第3項に定める「本邦の産業に利害関係を有する者」に該当する。

申請者の【B】の生産状況

		〇〇年度※ (千 MT)	国内総生産量に 占める割合(%)
国内総生産量	(a)	400	100.0%
申請者	合計 (b)	300	75.0%
	〇〇	123	30.8%
	□□	98	24.5%
	◇◇	79	19.8%
申請者以外の本邦生産者	合計 (a)-(b)	100	25.0%
	△△株式会社 (c)	48	12.0%
	その他 (a)-(b+c)	52	13.0%

(出所:〇〇〇)

なお、申請者は、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物の供給者又は輸入者との間に、不当廉売関税等に関する政令第4条第3項各号に掲げられている関係は有していない(別紙〇の有価証券報告書参照。)。また、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等を申請日の6か月前の日以降に輸入しておらず、また法第8条第5項の調査が開始された日前において【B】の生産を行っていた。(申請者が当該調査が開始された日以後において【B】の生産を開始した生産者の場合にあつては、法第8条の2第1項第3号に掲げる貨物【Z】を原料又は材料の一部として生産される【B】の生産を行っていない旨を説明する。)

📖 関係法令等

- 政令第4条第3項
- 政令第5条第3項
- 政令第5条第4項
- 政令第7条の2第1項第6号

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、本邦の産業(生産者)が生産する同種の貨物、及び申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当すること、の説明を記載する。
- 本邦の産業が生産する同種の貨物について、不当廉売がされた貨物と同種であることが判断できる詳細な説明を行う。これには以下を含むべき。
本邦の産業が生産する貨物の物理的・化学的特性
 - 用途
 - 販売経路
 - 製造工程

- 本邦の産業が生産する同種の貨物に複数の商品タイプが存在する場合には、全ての商品タイプが同種の貨物であるかどうか、及び全ての商品タイプを1つの貨物として扱うべきか否かを説明すべき。これを説明する上で、物理的・化学的特性等の差異の有無及びその内容、用途の違い等を説明することが必要となる。
 - ▶ 添付すべき資料として、本邦の産業が生産する同種の貨物に係る商品見本、商品カタログ、業界内の商品分類表等が考えられる。

- 課税の求めができる者は、本邦の産業に利害関係を有する者であって、以下の者をいう。本セクションにおいては、申請者がこれらの者に該当することの説明が必要となる。
 - ▶ 不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦の生産者(当該不当廉売がされた貨物について法第8条第5項の調査が開始された日前において当該同種の貨物の生産を行っていた者及び当該調査が開始された日以後において当該同種の貨物の生産を開始した者であって当該生産者が輸入国迂回貨物を原料又は材料として生産される法第8条第1項の規定により指定された貨物(当該指定された貨物の国内販売価格が指定貨物の正常価格より低いものに限る。))の生産を行っていないことが明らかであると認められる証拠を提出する者に限る。以下同じ。))又は当該貨物の本邦の生産者を直接若しくは間接の構成員とする団体(その直接又は間接の構成員のうち2以上の者が当該貨物の本邦の生産者である団体に限る。)であって、当該生産者又は当該団体の直接若しくは間接の構成員である生産者の当該貨物の本邦における生産高の合計が、当該貨物の本邦における総生産高の4分の1以上の割合を占めるもの。
 - ▶ 不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者(当該不当廉売がされた貨物について法第8条第5項の調査が開始された日前において当該同種の貨物の生産を行っていた者及び当該調査が開始された日以後において当該同種の貨物の生産を開始した者であって当該生産者が輸入国迂回貨物を原料又は材料として生産される法第8条第1項の規定により指定された貨物(当該指定された貨物の国内販売価格が指定貨物の正常価格より低いものに限る。))の生産を行っていないことが明らかであると認められる証拠を提出する者に限る。以下同じ。))を直接又は間接の構成員とする労働組合であって、その直接又は間接の構成員のうち当該生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数の4分の1以上の割合を占めるもの。

- 上記の者には、原則として、以下の者は含まないものとする。
 - ▶ 不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の供給者又は輸入者と直接又は間接の支配関係にある生産者、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の供給者又は輸入者により直接又は間接に支配されている生産者、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の供給者又は輸入者を直接又は間接に支配している第三者により直接又は間接に支配されている生産者、及び不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の供給者又は輸入者と共同して同一の第三者を直接又は間接に支配している生産者。ただし、支配関係による影響が支配関係を有しない他の生産者の行動と異なる行動をとらせるものでないことについての資料を提出し、その資料によりその旨が認められる場合にはこの限りではない。
 - ▶ 課税の求めの日の6ヶ月前の日以降に不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等を輸入(少量輸入を除く。)した生産者。
 - ▶ 輸入国迂回貨物を原料又は材料として本邦において生産される法第8条第1項の規定により指定された貨物の生産者(輸入国迂回生産者)。

- 生産高の出所を明らかにする。
- ※については、通常は直近の会計年度。

7 不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実並びに当該輸入が増加していることの概要

(注:以下7-1~3において、法第8条の2第1項第1号に掲げる貨物は7-1-1~4、同項第2号に掲げる貨物は7-2-1~2、同項第3号に掲げる貨物は7-3-1~5に記載すること。)

7-1 法第8条の2第1項第1号に掲げる貨物に対して課税を求める場合

7-1-1 輸入の事実

記載例

7. 不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実並びに当該輸入が増加していることの概要

7-1 法第8条の2第1項第1号に掲げる貨物に対して課税を求める場合

7-1-1.輸入の事実

・法第8条第5項の規定による調査を開始した日からの貿易動向の変化

財務省が公表した貿易統計情報から、法第8条第5項の規定による調査を開始した日以後に『A国』から本邦への指定貨物【B】の輸入が減少している。また、法第8条第1項の規定により指定された供給国『A国』および『X国』が公表した貿易統計情報から、同条第5項の規定による調査を開始した日以後に『A国』から『X国』へ同条第1項の規定により指定された貨物【B】の原料又は材料である【Z】の輸出が増加している。同様に、当該調査を開始した日以後に『X国』から本邦への【B】の輸入が増えている。

貿易動向の変化

指定貨物BについてA国から日本への輸出量

X1年	300MT
X2年	100MT
X3年	0MT

原料又は材料ZについてA国からX国への輸出量

X1年	0MT
X2年	200MT
X3年	300MT

当該貨物BについてX国から日本への輸出量

X1年	0MT
X2年	200MT
X3年	300MT

(出所)

- ・ A国貿易統計ホームページ(<http://www.aaaa.gov.bb>、別添資料○)参照。
- ・ X国貿易統計ホームページ(<http://www.aaaa.gov.bb>、別添資料○)参照。
- ・ 財務省貿易統計

関係法令等

- 法第8条の2第1項第1号、第3号ロ
- 法第8条の2第2項第1号
- 省令第1条の4

解説

- 本セクションにおいては、不当廉売がされた貨物【B】や当該不当廉売がされた貨物の原材料となる貨物【Z】等について、法第8条第5項の調査を開始した日からの貿易動向の変化がある事実に係る事項を記載する。
- 当該調査を開始した日以後に法第8条第1項の規定により指定された貨物の輸入が減少していることを示す。
- 法第8条第1項の規定により指定された貨物について第三国迂回が行われていることを示すため、当該調査を開始した日以後に指定貨物供給国等から第三国へ当該貨物の原料又は材料の輸出が増加していることおよび当該第三国から日本へ法第8条の2第1項第1号に掲げる貨物【B】の輸出が増加していることを記載する。

7-1-2 第三国における加工

記載例

7-1-2 第三国における加工

当該貨物の『X国』供給者【D】社のウェブページにおける企業情報や、現地報道、関係者の発言などにより、【D】社、【E】社、【F】社は、法第8条第5項の規定による調査を開始した日以後に、【B】の生産を増やしている。（【B】を製造するための新たな設備投資を行ったことも確認される。）産業上の使用者からは、不当廉売関税課税後に増加した安価な供給者【D】社の価格を引き合いに値下げ要求が行われている（別紙○）。

さらに、公開情報によると、【D】社は、法第8条第1項の規定により指定された供給国『A国』の【H】社の関連会社であり、『A国』に本社を置く『X国』の主要輸出企業である。当該指定された供給国『A国』の【G】社は、【B】の原料又は材料である【Z】を『A国』で生産している。

（出所）

- 【D】社、ウェブサイト。詳細は、別添資料○参照。
- 【E】社、ウェブサイト。詳細は、別添資料○参照。
- 【F】社、ウェブサイト。詳細は、別添資料○参照。
- 【G】社、ウェブサイト。詳細は、別添資料○参照。
- 本邦の産業の営業記録（別添資料○）参照。

📖 関係法令等

- 法第8条の2第1項第1号

🗨️ 解説

- 第三国での加工。
 - 第三国において法第8条第1項の規定により指定された貨物の原料又は材料を指定貨物供給国等から輸入し、当該貨物を製造している企業が存在していることを記載する。

7-1-3 当該貨物の価額に占める原料又は材料の価額の割合

記載例

7-1-3. 当該貨物の価額に占める原料又は材料の価額の割合

申請者は、分母となる当該貨物の価額について、本邦の輸入者の取得価格(CIF価格)を輸入貿易統計により算出した(\$ 983.20)。この価格には、『X国』国内の工場から輸出港までの輸送費(4%)、海上運賃及び船積諸掛(輸出諸経費+通関諸経費)(3%)、保険料(2%)が含まれており、これらの諸費用を推計し控除することにより工場出荷段階(輸出価格)の価格を算出した。

分子となる『A国』から『X国』へ輸出された法第8条第1項の規定により指定された貨物【B】の原料又は材料である【Z】の価額について、【Z】の輸入者の取得価格(CIF価格)を『X国』輸入貿易統計により算出した。

『X国』において生産された法第8条の2第1項第1号に掲げる貨物【B】の価額に占める【Z】の価額/MTの割合は、 $70.00/90.00=77.78\%$ となり、60%を大きく超えている。

分母:『X国』における輸出のための工場出荷段階の価格(本邦向け輸出価格)

【B】の輸入者の取得価格 (輸出取引通貨= \$)	\$ 983.20	※輸出国内通貨【A】への換算 換算レート[\$ 1=A0.1] A98.32[CIF価格]
－ 保険料=2%	\$ 964.00	A96.40
－ 海上運賃・船積諸掛=3%	\$ 936.00	A93.60
－ 輸出国内輸送費=4% (国内保険料は0)	\$ 900.00	A90.00 [工場出荷段階(輸出価格)の価格]

分子:『A国』において生産された法第8条第1項の規定により指定された貨物【B】に使用された原料又は材料【Z】の価額

【Z】の輸入者の取得価格 (輸出取引通貨= \$)	\$ 700.00	※輸出国内通貨【A】への換算 換算レート[\$ 1=A0.1] A 70.00[CIF価格]
------------------------------	-----------	--

(出所)

- ・ 輸入者の取得価格は、輸入貿易統計より算出した。詳細は、別添資料○参照。
- ・ 保険料、海上運賃・船積諸掛、輸出国内輸送費については、調査会社(○○総合研究所)の調査報告書(別添資料○)参照。
- ・ 換算レートは○○銀行発行の為替相場表(別添資料○)による。
- ・ 『X国』輸入貿易統計。詳細は、別添資料○参照。

📖 関係法令等

- ・ 法第8条の2第1項第1号
- ・ 省令第1条の2

☞ 解説

- 本セクションにおいては、第三国から本邦へ輸出された貨物の価額に占める指定貨物供給国等から輸出された又は指定貨物供給国等を原産国とする原料又は材料の価額の割合が概ね60%以上であることを示す。
 - 分母については、記載例の通り、本邦の輸入価格から、保険料、海上運賃、船積諸掛、輸出国内運賃を控除した額を用いることが考えられる。
 - 分子については、第三国の輸入統計から指定貨物供給国等からの原料又は材料の輸入額を使用することが考えられる。

7-1-4 第三国での生産の工程が重要でないこと

記載例

7-1-4. 第三国での生産の工程が重要でないこと

指定貨物に係る調査報告書における、当該貨物【B】の製造工程は、〇〇である。このうち、『A国』で行われている製造工程は、××の部分のみであり、これは、【B】の原料又は材料となる【Z】を製造することに比べると、簡易な工程である。『A国』から『X国』へ輸出された原料又は材料(例として、鉄鋼の場合、石炭や鉄鉱石)を用いて『X国』で【B】を完成または組立てる工程は、重要ではない。

1. 当該第三国での加工により付加される価額が本邦に輸入される貨物の製造原価に対し占める割合

法第8条の2第1項第1号に掲げる貨物【B】(例:ステンレス冷延鋼板)の主要な母材である【Z1】(例:スラブ)、【Z2】(例:熱延鋼板)および完成品である【B】のそれぞれの生産コストを評価すると、【Z1】や【Z2】を【B】に加工しても付加価値は限定的であり、いずれにしても25%を大幅に下回る。これまでの他国の調査でも、【B】の下流加工、特に【Z1】から【B】への加工には限定的な追加コストしかかからないことが明らかになっている。同様に、【Z2】を【B】に加工しても、製造コストへの追加コストはごくわずかである。

製造原価および付加価値については、本邦の生産者のデータと、エネルギーコストと労働コストが大幅に低いアジアの関連企業のデータを使った(別添資料〇〇〇参照)。

20XX年には、歩留まりと内部スクラップの回収率を考慮すると、【Z3】(例:酸洗)を【B】に加工しても付加価値は約5%しか得られなかった。【Z2】(例:黒皮)を【B】に加工しても、製造コストの8%未満にしかならなかった。【Z1】から【B】の生産には、付加価値が約10%であり、いずれの場合においても25%以下であった。

2. 第三国での投資水準

総投資額の相対的な水準を決定するにあたり、『X国』における【B】の生産を完了するための施設への投資水準と、法第8条第1項の規定により指定された供給国『A国』において、完全統合型生産工程(例として、鉄鋼の場合高炉からの生産)を用いて【B】を生産するために必要な投資水準を比較した。完全統合型プロセスを用いて【B】を生産するために必要な資源と投資は相当な額である。

【E】社が証券取引委員会に提出したXX年の Annual Report によると、同社の売上原価は、原材料(石炭、鉄鉱石等)、消耗品、直接労務費、間接費、減価償却費、および営業費用で構成され、総額は 20 万米ドルとなっている。

一方、『A国』は完全に統合されたサプライチェーンを有している。【B】の世界の設備投資における『A国』のシェアは近年増加を続け、世界の他の国々を圧倒している。〇〇の報告書によると、「20XX 年の世界の【B】の設備投資約 100 億ドルのうち、『A国』が大半を占めている。」

例えば、『A国』の【H】社は最近、【O】の生産を促進するため、XX億ドルの資本注入を発表した。『A国』での投資水準とは対照的に、第三国である『X国』への投資水準はごくわずかである。『X国』では、【E】社が〇〇地域に製造施設を建設した際に、約 0.2 億ドルを投資した。【F】社は、『X国』に製造施設を開設した際に、0.1 億ドルを投資した。これらの投資は、『A国』における投資水準と比べるとわずかである。入手可能な証拠を考慮すると、第三国である『X国』への投資水準は、『A国』の統合サプライチェーンへの投資水準と比較すると見劣りする。

(出所)

- ・ 【E】社、ウェブサイト。詳細は、別添資料〇参照。
- ・ 【F】社、ウェブサイト。詳細は、別添資料〇参照。

3. 当該第三国での調査又は研究の程度

第三国『X国』における【B】の生産と、『A国』において生産された材料を用いた組み立て・完成加工に関する研究開発のレベルは、少額また0であり、それには十分な理由がある。『X国』では、【B】の原料又は材料となる【Z】の生産が事実上行われていないため、このような研究開発は必要ない。また、これらの国で事業を展開している企業は、通常、既に事業を展開している『A国』企業の関連会社である。したがって、これらの企業は主に『A国』から技術を輸入している。ここで問題となっている『X国』の企業は主に大規模な垂直統合型製造業者の子会社であることを考えると、『X国』の企業は生産施設の建設や生産プロセスの実施において親会社の研究開発に依存してきた。

『X国』における研究開発活動がごくわずか、あるいは全く行われていないのとは対照的に、上流工程に携わる『A国』の総合メーカーの『A国』国内における研究開発費は莫大である。例えば、20XX 年度年次報告書の報告期間末までに、【G】社グループは合計 1,000 件の特許を取得し、研究開発費に 8 億米ドルを投資した。【G】社グループは、『X国』における子会社の「主要事業」の説明において研究開発費を記載していない。

(出所)

- ・ 【G】社、ウェブサイト。詳細は、別添資料〇参照。

4. 当該第三国での加工の程度

【B】の製造工程には主に5つの段階がある。法第8条の2第1項第1号に掲げる貨物【B】の製造までのすべての製造工程のうち、最後の工程以外すべて、『A国』で行われている。つまり、【Z】の製造工程までが『A国』で行われているため、対象となる第三国『X国』における製造工程は最小である。

製造プロセスと投資額について上記で詳述したように、『A国』での生産プロセスは、【Z】から【B】を組み立て・完成される工程よりもはるかに大規模である。これは、生産活動、投資、研究開発、費用、そして技術のいずれの面でも当てはまる。『A国』での生産プロセスは、より多くの投資、研究、経費、生産活動を必要とし、技術的に複雑なプロセスである。これに対して『X国』での生産プロセスは、『A国』での【Z】の生産と比較してごくわずかである。さらに、後述するように、対象となる第三国『X国』で行われる生産工程の最終段階は、総生産コストに占める割合が比較的小さい。本邦の生産者の製造工程で検討しても、同様に生産設備の投資額、維持費用、労務費費用、生産に必要な工員数は、添付資料〇〇のとおり、【Z】までと【Z】から【B】まででは大きな差がある。

5. 当該第三国での加工の方法

(事例1)【B】の生産にはより多くの段階があり、それぞれに高度な技術が要求される。具体的には、原料又は材料となる【Z】を製造する工程では、高価な多段階組立ラインが必要となり、ハイテク機械と高度な技術知識を持つ作業員が必要となる。この工程は『A国』で行われているが、第三国『X国』では行われていない。

(事例2)【B】の原料又は材料となる【Z】を法第8条第1項の規定により指定された供給国から第三国に輸出し、その第三国においてどぶ付けめっき加工や線材の加工などの単純な加工を行う場合、母材の製造時にどのような元素をどれだけ添加するか、どのような温度管理を行うか、どのような製法を用いるか等の必要とされる技術・ノウハウは、第三国『X国』における加工の方法とはまったく異なるものである。この〇〇という工程は『A国』で行われているが、『X国』では行われていない。

6. 当該第三国での生産設備の規模

第三国『X国』における生産施設は限られている。【D】社の20XX年度年次報告書によると、『X国』の〇〇地域にある同社の工場の面積は8,000平方メートルである。一方、同社の関連会社が、『A国』に工場を1棟所有しており、その面積は70,000平方メートル、また別の工場も1棟所有しており、その面積は160,000平方メートルである。どちらも『X国』の工場よりもかなり大きい。生産能力でも、例えば、20XX年の【E】社の『X国』における生産能力は、200トンであった一方、『A国』の【F】社の生産能力は10,000トンであった。

入手可能な証拠により、本申請の対象となっている国のうち、第三国『X国』で【Z】を生産している社はないことが立証されている限りにおいて、『A国』の完全統合型生産者との比較は、対象国の施設の範囲が限定されていると結論付けるのに妥当である。

公表資料によると、【Z】を製造する工場の技術的ハードルが最も高い。これらの工場は建設コストが高く、建設に最も長い時間がかかる。【Z】から【B】を製造するための工場は建設が迅速で、技術動向や輸入関税などの政策動向に迅速に対応でき、技術的および財務的な障壁が低い。企業は関税やその他の政策動向に対応して他国に工場を開設することも容易である（添付資料〇〇〇参照）としている。本邦の生産社の製造工程で検討しても、〇〇の通りであり、同様である（添付資料〇〇〇参照）。

- 【D】社、ウェブサイト。詳細は、別添資料〇参照。
- 【E】社、ウェブサイト。詳細は、別添資料〇参照
- 【F】社、ウェブサイト。詳細は、別添資料〇参照。

7. 上記のいずれかに類する事項

第三国の投資水準について、法第8条第1項の規定により指定された供給国『A国』の【G】社について、同社のAnnual report から得られる設備投資額は、僅少に見えるものの、〇〇レポートによると、同社は、『A国』政府からXX年に、10億ドルの設備投資補助金を受領しているようであり、実際に、同社のウェブサイトによると、原料又は材料となる【Z】の生産を翌年から開始しているようであり、この補助金額が設備投資額として、使われていることが合理的に推測される。一方、『X国』の【G】社の関連会社による【B】の生産のための投資額は、〇〇レポートによると、僅少である事が確認された。

- 【G】社、ウェブサイト。詳細は、別添資料〇参照。
- 〇〇レポート。詳細は、別添資料〇参照。

📖 関係法令等

- 法第8条の2第1項第1号
- 省令第1条の3

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、第三国から日本へ輸出された貨物の第三国での生産の工程が重要でないことを示す。具体的には、①第三国での投資水準、②当該第三国での調査又は研究の程度、③当該第三国での加工の程度、④当該第三国での加工の方法、⑤当該第三国での生産設備の規模、⑥当該第三国での加工により付加される価額が本邦に輸入される完成品の製造原価に対し占める割合、について説明する。下記の数字について、全て入手できるわけではないので、適切な代替数字や推計値で良い。

①第三国での投資水準

- 第三国での投資水準が、指定貨物供給国等における投資水準と比べ小さいことを示す。

②当該第三国での調査又は研究の程度

- 当該第三国での調査又は研究の程度が、指定貨物供給国等における調査又は研究の程度と比べ小さいことを示す。

③当該第三国での加工の程度

- 当該第三国での加工の程度が、指定貨物供給国等における加工の程度と比べ小さいことを示す。

④当該第三国での加工の方法

- 当該第三国での加工の方法が、指定貨物供給国等における加工の方法と比べ重要でないことを示す。

⑤当該第三国での生産設備の程度

- 当該第三国での生産設備の規模が、指定貨物供給国等における生産設備の規模と比べ小さいことを示す。

⑥当該第三国での加工により付加される価額が本邦に第三国迂回貨物の製造原価に対し占める割合

- 当該第三国での加工により付加される価額が本邦に輸入される第三国迂回貨物の製造原価に対し占める割合が、概ね 25%以下であることを示す。
- 分母については、第三国等における企業の製造原価を把握することは困難を伴うことが想定されるため、記載例の通り、本邦の生産者のデータまたは、本邦の生産者の海外の子会社等のデータを用いることが考えられる。あるいは、輸入される第三国迂回貨物の価額から CIF 及び何らかの想定可能な利潤等を控除することにより製造原価を計算する簡便法も考えられる。
- 分子については、当該第三国での加工により付加される価額(減価償却費、賃貸料、包装材料費、直接労務費及び間接労務費、その他の製造間接費)を使用することとなる。しかしながら、分母と同様に、第三国等における企業の付加価額の把握には困難を伴うことが想定されるため、本邦の生産者のデータまたは、本邦の生産者の海外の子会社等のデータを用いることが考えられる。その際、上記で求めた分母の製造原価から、本邦の生産者または本邦の海外の子会社等の材料費を控除して付加価額を計算する簡便法も考えられる。

⑦上記のいずれかに類する事項

- 1から6について、直接の情報ではないものの間接的な証拠がある場合は、上記のいずれかに類する事項に記載する。

7-2 法第8条の2第1項第2号に掲げる貨物に対して課税を求める場合

7-2-1 輸入の事実

記載例

7-2-1. 輸入の事実

・法第8条第5項の規定による調査を開始した日からの貿易動向の変化

本邦が公表した貿易統計情報から、法第8条第5項の規定による調査を開始した日以後に『A国』から本邦への指定貨物【B】の輸入が減少している。また、逆に、当該調査を開始した日以後に『X国』から本邦への【B】輸入が増えている。

貿易動向の変化

指定貨物BについてA国から日本への輸出量

X1年	300MT
X2年	100MT
X3年	0MT

当該貨物BについてX国から日本への輸出量

X1年	0MT
X2年	200MT
X3年	300MT

(出所)

- ・ A国貿易統計ホームページ(<http://www.aaaa.gov.bb>、別添資料○)参照。
- ・ 財務省貿易統計

📖 関係法令等

- ・ 法第8条の2第1項第1号、第3号ロ
- ・ 法第8条の2第2項第1号
- ・ 省令第1条の4

🗨️ 解説

- ・ 本セクションにおいては、不当廉売がされた貨物【B】について法第8条第5項の調査が開始された日からの貿易動向の変化の事実に係る事項を記載する。
- ・ 当該調査を開始した以後に本邦への法第8条第1項の規定により指定された貨物の輸入が減少していることを示す。
- ・ 指定貨物供給国等から本邦へ輸出される貨物が法第8条の2第1項第2号に掲げる貨物に切り替えられていることを示すため、当該調査を開始した日以後に当該貨物の本邦への輸出が増加していることを記載する。

7-2-2 指定貨物供給国等からの法第8条の2第1項第2号に掲げる貨物の輸入

記載例

7-2-2. 指定貨物供給国等からの法第8条の2第1項第2号に掲げる貨物の輸入

法第8条第5項の規定による調査を開始した日以後、指定貨物供給国等からの輸入が増加した貨物【Y】は、本質的特性が同じである。以下の①から⑧の要素を検討したとおり、生産者とユーザーの観点からすれば、法第8条第1項の規定により指定された貨物【B】と、近似する貨物である。

① 物理的・化学的特性

(物理的軽微変更の例)

貨物【Y】は、貨物【B】から形状を丸型から四角型に変えただけであり、その他の物理的・化学的特性は、同じである。

(化学的軽微変更の例)

貨物【Y】は、貨物【B】と比べ〇〇という化学物質が、精錬工程またはめっき工程において微量加えられただけあるいは、めっきやペイント等表面処理の方法を多少変えただけ、であり、その他の物理的・化学的特性は、同じである。

② 用途

貨物【Y】および貨物【B】は、ともに建設産業や家電製品の製造の用途に使われる。

③ 代替性

貨物【Y】および貨物【B】は、②の通り用途が同じであり、使用者からも代替品として購入されている(添付資料〇〇参照)。

④ 販売経路

貨物【Y】および貨物【B】は、ともに商社経由で使用者へ販売されている。

⑤ 関税分類

貨物【Y】および貨物【B】は、ともにHS4桁までは同じである。

⑥ 生産過程、生産設備及び生産費用の差異

貨物【Y】および貨物【B】は、同じ生産設備で生産され、最終工程での断面加工がことなるだけである。生産設備および工程については〇〇である。

⑦ 投資及び研究の程度

貨物【Y】および貨物【B】は、⑥で述べた通り、同じ生産設備で生産されるため、【Y】を生産するための新たな追加設備のための投資や研究開発は不要である。

⑧ 当該変更に必要な費用が法第8条の2第1項第2号に掲げる貨物の価額に占める割合

貨物【Y】を生産するための追加費用は、断面形状を変えるだけのため、わずかである。申請者であるH社と同様の加工を行う場合の追加費用は、0.001円・MTである。

関係法令等

- 法第8条の2第1項第2号

解説

- 本セクションにおいては、軽微変更迂回貨物(不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等のうち、法第8条の2第1項第2号に掲げる貨物をいう。以下同じ。)の輸入に係る事項について記載する。具体的には、形状やサイズ等軽微な変更された部分を除き、近似する貨物であることを以下の観点から示す。

- ① 物理的・化学的特徴
- ② 用途
- ③ 代替性
- ④ 販売経路
- ⑤ 関税分類
- ⑥ 生産過程、生産設備及び生産費用の差異
- ⑦ 投資及び研究の程度
- ⑧ 当該変更に必要な費用が法第8条の2第1項第2号に掲げる貨物の価額に占める割合
- ⑨ その他一切の関連する事情

7-3 法第8条の2第1項第3号に掲げる貨物に対して課税を求める場合

7-3-1 輸入の事実

記載例

7-3-1. 輸入の事実

- 法第8条第5項の規定による調査を開始した日からの貿易動向の変化

財務省が公表した貿易統計情報から、法第8条第5項の規定による調査を開始した日以後に『A国』から本邦への指定貨物【B】の輸入が減少している。また、法第8条第1項の規定により指定された供給国『A国』および財務省が公表した貿易統計情報から、同条第5項の規定による調査を開始した日以後に『A国』から本邦への同条第1項の規定により指定された貨物【B】の原料又は材料である【Z】の輸出が増加している。同様に、本邦の産業の営業記録等の情報より、当該調査を開始した日以後に本邦での当該【Z】を原料又は材料として生産された同条第1項の規定により指定された貨物【B】の販売量が増えている。

貿易動向の変化

原料又は材料ZについてA国から日本への輸出量	
X1年	0MT
X2年	200MT
X3年	300MT

法第8条第1項の規定により指定された貨物Bについて日本での販売量	
X1年	0MT
X2年	200MT
X3年	300MT

(出所)

- A国貿易統計ホームページ(<http://www.aaaa.gov.bb>、別添資料○)参照。
- 財務省貿易統計
- 本邦の産業の営業記録(別添資料○)参照。

📖 関係法令等

- 法第8条の2第1項第3号ロ
- 法第8条の2第2項第1号
- 省令第1条の4

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、不当廉売がされた貨物【B】について法第8条第5項の調査を開始した日からの貿易動向の変化の事実に係る事項を記載する。
- 当該調査を開始した以後に指本邦への法第8条第1項の規定により指定された貨物の輸入が減少していることを示す。
- 法第8条第1項の規定により指定された貨物について輸入国迂回が行われていることを示すため、当該調査を開始した日以後に当該貨物の原料又は材料の本邦への輸出が増加していることおよび当該原料又は材料を使用して本邦において生産された当該貨物の国内販売量の増加を記載する。

7-3-2 本邦における加工

記載例

7-3-2. 本邦における加工

本邦の供給者【H】社のウェブページにおける企業情報や、現地報道、関係者の発言などにより、【H】社、【I】社、【J】社は、法第8条第5項の規定による調査を開始した日以後に、【B】の生産を増やしている。（【B】を製造するための新たな設備投資を行ったことも確認される。）産業上の使用者からは、不当廉売関税課税後に増加した安価な本邦の供給者【H】社の価格を引き合いに値下げ要求が行われている（別紙○）。

さらに、公開情報によると、【H】社は、法8条第1項の規定により指定された供給国『A国』の【D】社の関連会社であり、『A国』に本社を置く同社の本邦における主要販売企業である。当該指定された供給国『A国』の【D】社は、【B】の原料又は材料である【Z】を『A国』で生産している。

（出所）

- 【D】社、ウェブサイト。詳細は、別添資料○参照。
- 【H】社、ウェブサイト。詳細は、別添資料○参照。
- 【I】社、ウェブサイト。詳細は、別添資料○参照。
- 【J】社、ウェブサイト。詳細は、別添資料○参照。
- 本邦の産業の営業記録（別添資料○）参照。

関係法令等

- 法第8条の2第1項第3号イ

解説

- 本邦での加工。
 - 本邦において法第8条第1項の規定により指定された貨物の原料又は材料を指定貨物供給国等から輸入し、当該貨物を製造している企業が存在していることを記載する。

7-3-3 当該貨物の価額に占める原料又は材料の価額の割合

記載例

7-3-3. 当該貨物の価額に占める原料又は材料の価額の割合

申請者は、分母となる当該貨物の価額について、本邦の迂回企業の販売価格を取引先との営業記録より推計した(983円)。

分子となる『A国』から本邦へ輸出された法第8条第1項の規定により指定された貨物【B】の原料又は材料である【Z】の価額について、【Z】の輸入者の取得価格(CIF価格)を財務省輸入貿易統計により算出した。

本邦において生産された法第8条第1項の規定により指定された貨物【B】の価額に占める【Z】の価額/MTの割合は、 $700/900=77.78\%$ となり、60%を大きく超えている。

分母: 日本国内における販売価格

【B】の国内販売価格 (取引通貨=円)	900円
------------------------	------

分子: 輸出国内における完成品に使用された部品の価額

【Z】の輸入者の取得価格 (輸入取引通貨=円)	700円
----------------------------	------

(出所)

- 輸入者の取得価格は、輸入貿易統計より算出した。詳細は、別添資料○参照。
- 財務省輸入貿易統計。詳細は、別添資料○参照。

📖 関係法令等

- 法第8条の2第1項第3号ロ
- 省令第1条の2

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、本邦で完成され販売された貨物の価額に占める指定貨物の供給者が輸出し又は生産した原料又は材料の価額の割合が概ね60%以上であることを示す。
 - 分母については、記載例の通り、本邦の迂回企業の国内販売価格を用いることが考えられる。
 - 分子については、日本の輸入統計から指定貨物供給国等からの材料の輸入額を使用することが考えられる。

7-3-4 本邦での生産の工程が重要でないこと

記載例

7-3-4. 本邦での生産の工程が重要でないこと

指定貨物に係る調査報告書における当該貨物【B】の製造工程は、〇〇である。このうち、本邦で行われている製造工程は、××の部分のみであり、これは、【B】の原料又は材料となる【Z】を製造することに比べると、簡易な工程である。『A国』から本邦へ輸出された原料又は材料(例として、鉄鋼の場合、石炭や鉄鉱石)を用いて本邦で【B】を完成または組立てる工程は、重要ではない。

1. 本邦での加工により付加される価額が本邦の国内販売価格に対し占める割合

法第8条の2第1項第1号に掲げる貨物【Z】(例:ステンレス冷延鋼板)の主要な母材である【Z1】(例:スラブ)、【Z2】(例:熱延鋼板)および完成品である【B】のそれぞれの生産コストを評価すると、これらの製品を【B】に加工しても付加価値は限定的であり、いずれにしても25%を大幅に下回る。これまでの他国の調査でも、【B】の下流加工、特に【Z1】から【B】への加工には限定的な追加コストしかかからないことが明らかになっている。同様に、【Z2】から【B】に加工しても、製造コストへの追加コストはごくわずかである。

国内販売価格については、申請者による取引先との営業記録に基づく推計と申請者のコストデータを使った(別添資料〇〇〇参照)。

20XX年には、歩留まりと内部スクラップの回収率を考慮すると、【Z2】(例:酸洗)を【B】に加工しても付加価値は約5%しか得られなかった。【Z1】(例:黒皮)を【B】に加工しても、製造コストの8%未満にしかならなかった。【Z】から【B】の生産には、付加価値が約10%であり、いずれの場合においても25%以下であった。

2. 本邦での投資水準

総投資額の相対的な水準を決定するにあたり、本邦における【B】の生産を完了するための施設への投資水準と、法第8条第1項の規定により指定された供給国『A国』において、完全統合型生産工程(例として、鉄鋼の場合高炉からの生産)を用いて【B】を生産するために必要な投資水準を比較した。完全統合型プロセスを用いて【B】を生産するために必要な資源と投資は相当な額である。

【K】社が証券取引委員会に提出したXX年のAnnual Reportによると、同社の売上原価は、原材料(石炭、鉄鉱石等)、消耗品、直接労務費、間接費、減価償却費、および営業費用で構成され、総額は20万米ドルとなっている。

一方、『A国』は完全に統合されたサプライチェーンを有している。【B】の世界の設備投資における『A国』のシェアは近年増加を続け、世界の他の国々を圧倒している。〇〇の報告書によると、「20XX年の世界の【B】の設備投資約100億ドルのうち、『A国』が大半を占めている。」

『A国』の【K】社は最近、【B】の生産を促進するため、XX億ドルの資本注入を発表した。『A国』での投資水準とは対照的に、本邦への投資水準はごくわずかである。本邦では、【L】社が〇〇地域に製造施設を建設した際に、約0.2億ドルを投資した。【L】社は、本邦に製造施設を開設した際に、0.1億ドルを投資した。これらの投資は、『A国』における投資水準と比べるとわずかである。入手可能な証拠を考慮すると、本邦への投資水準は、『A国』の統合サプライチェーンへの投資水準と比較すると見劣りする。

(出所)

- ・ 【K】社、ウェブサイト。詳細は、別添資料〇参照。
- ・ 【L】社、ウェブサイト。詳細は、別添資料〇参照。

3. 本邦での調査又は研究の程度

本邦における【B】の生産と、『A国』における製材料を用いた組み立て・完成加工に関する研究開発のレベルは、少額また0であり、それには十分な理由がある。本邦では、これらの【B】の原料又は材料となる【Z】の生産が事実上行われていないため、このような研究開発は必要ない。また、これらの国で事業を展開している企業は、通常、既に事業を展開している『A国』企業の関連会社である。したがって、これらの企業は主に『A国』から技術を輸入している。ここで問題となっている本邦の企業は主に大規模な垂直統合型製造業者の子会社であることを考えると、当該日本の企業は生産施設の建設や生産プロセスの実施において親会社の研究開発に依存してきた。

本邦における研究開発活動がごくわずか、あるいは全く行われていないのとは対照的に、上流工程に携わる『A国』の総合メーカーの『A国』国内における研究開発費は莫大である。例えば、20XX年度年次報告書の報告期間末までに、【K】社グループは合計1,000件の特許を取得し、研究開発費に8億米ドルを投資した。【K】社グループは、本邦における子会社の「主要事業」の説明において研究開発費を記載していない。

(出所)

- ・ 【K】社、ウェブサイト。詳細は、別添資料〇参照。

4. 本邦での加工の程度

【B】の製造工程には主に5つの段階がある。法第8条の2第1項第1号に掲げる貨物【B】の製造までのすべての製造工程のうち、最後の工程以外すべて、『A国』で行われている。つまり、【Z】の製造工程までが『A国』で行われているため、本邦における製造工程は最小である。

製造プロセスと投資額について上記で詳述したように、本邦での生産プロセスは、【Z】から【B】を組み立て・完成される工程よりもはるかに大規模である。これは、生産活動、投資、研究開発、費用、そして技術のいずれの面でも当てはまる。『A国』での生産プロセスは、より多くの投資、研究、経費、生産活動を必要とし、技術的に複雑なプロセスである。本邦での生産プロセスは、『A国』での【Z】の生産と比較してごくわずかである。さらに、後述するように、本邦で行われる生産工程の最終段階は、総生産コストに占める割合が比較的小さい。申請者の製造工程で検討しても、同様に生産設備の投資額、維持費用、労務費費用、生産に必要な工員数は、添付資料〇〇のとおり、【Z】までと【Z】から【B】まででは大きな差がある。

5. 本邦での加工の方法

(事例1)【B】の生産にはより多くの段階があり、それぞれに高度な技術が要求されます。具体的には、原料又は材料を【B】に加工する工程では、高価な多段階組立ラインが必要となり、ハイテク機械と高度な技術知識を持つ作業員が必要となる。この工程は『A国』で行われているが、本邦では行われていない。

(事例2)【B】の原料又は材料を法第8条第1項の規定により指定された供給国から本邦へ輸出し、本邦においてどぶ付けめっき加工や線材の加工などの単純な加工を行う場合、母材の製造時にどのような元素をどれだけ添加するか、どのような温度管理を行うか、どのような製法を用いるか等の必要とされる技術・ノウハウは、本邦における加工の方法はまったく異なるものである。この〇〇という工程は『A国』で行われているが、本邦では行われていない。

6. 本邦での生産設備の規模

本邦における生産施設は限られている。【K】社の 20XX 年度年次報告書によると、本邦の〇〇地域にある同社の工場の面積は、セルが 8,000 平方メートル、である。一方、同社の関連会社が、『A国』に工場を 1 棟所有しており、その面積は 70,000 平方メートル、また別の工場も 1 棟所有しており、その面積は 160,000 平方メートルである。どちらも『A国』の工場よりもかなり大きい。生産能力でみても、例えば、20XX 年の【K】社の本邦における生産能力は、200 トンであった一方、『A国』の【H】社の生産能力は 10,000 トンであった。

入手可能な証拠により、本邦で【Z】を生産している社はないことが立証されている限りにおいて、『A国』の完全統合型生産者との比較は、対象国の施設の範囲が限定されていると結論付けるのに妥当である。

公表資料によると、【Z】を製造する工場の技術的ハードルが最も高い。これらの工場は建設コストが高く、建設に最も長い時間がかかる。【Z】から【B】を製造するための工場は建設が迅速で、技術動向や輸入関税などの政策動向に迅速に対応でき、技術的および財務的な障壁が低いため、企業は関税やその他の政策動向に対応して他国に工場を開設することも容易である」(添付資料〇〇〇参照)としている。本邦の生産社の製造工程で検討しても、〇〇の通りであり、同様である(添付資料〇〇〇参照)。

(出所)

- 【K】社、ウェブサイト。詳細は、別添資料〇参照。

7. 上記のいずれかに類する事項

本邦の投資水準について、法第8条第1項の規定により指定された供給国『A国』の【I】社について、同社の Annual report から得られる設備投資額は、僅少に見えるものの、〇〇レポートによると、同社は、『A国』政府から XX 年に、10億ドルの設備投資補助金を受領しているようであり、実際に、同社のウェブサイトによると、原料又は材料となる【Z】の生産を翌年から開始しているようであり、この補助金額が設備投資額として、使われていることが合理的に推測される。一方、本邦の【J】社の関連会社による【B】の生産のための投資額は、〇〇レポートより、僅少である事が確認された。

- 【J】社、ウェブサイト。詳細は、別添資料〇参照。
- 〇〇レポート。詳細は、別添資料〇参照。

📖 関係法令等

- 法第8条の2第1項第3号イ
- 省令第1条の3

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、本邦で完成され販売された貨物の本邦での生産の工程が重要でないことを示す。具体的には、①本邦での加工により付加される価額が法第8条第1項の規定により指定された貨物の製造原価に対し占める割合、②本邦での投資水準、③本邦での調査又は研究の程度、④本邦での加工の程度、⑤本邦での加工の方法、⑥本邦での生産設備の規模、⑦上記のいずれかに類する事項について説明する。下記の数字について、全て入手できるわけではないので、適切な代替数字や推計値で良い。

①本邦での加工により付加される価額が法第8条第1項の規定により指定された貨物の製造原価に対し占める割合

- 本邦での加工により付加される価額が法第8条第1項の規定により指定された貨物の製造原価に対し占める割合が、概ね 25%以下であることを示す。
- 分母については、迂回企業の製造原価を把握することは困難を伴うことが想定されるため、記載例の通り、申請者の営業記録による迂回企業の販売価格情報や申請者のコスト情報を用いることが考えられる。
- 分子については、本邦における加工について、申請者の付加価額(減価償却費、賃賃料、包装材料費、直接労務費及び間接労務費、その他の製造間接費)を使用することが考えられる。

②本邦での投資水準

- 本邦での投資水準が、指定貨物供給国等における投資水準と比べ小さいことを示す。

③本邦での調査及び研究の程度

- 本邦での調査及び研究の程度が、指定貨物供給国等における調査又は研究の程度と比べ小さいことを示す。

④本邦での加工の程度

- 本邦での加工の程度が、指定貨物供給国等における加工の程度と比べ小さいことを示す。

⑤本邦での加工の方法

- 本邦での加工の方法が、指定貨物供給国等における加工の方法と比べ重要でないことを示す。

⑥本邦での生産設備の程度

- 本邦での生産設備が、指定貨物供給国等における生産設備と比べ小さいことを示す。

⑦上記のいずれかに類する事項

- ①か⑥について、直接の情報ではないものの間接的な証拠がある場合は、上記のいずれかに類する事項に記載する。

7-3-5 国内において販売されていること

記載例

7-3-5. 国内において販売されていること

申請者の営業記録より、本邦の迂回企業が、本邦において法第8条第1項の規定により指定された貨物を販売していることが確認できる。また、迂回企業【K】者のウェブサイトより、当該貨物を本邦で製造、販売していることが確認できる。

(出所)

- ・ 申請者営業記録。詳細は、別添資料○参照。
- ・ 【K】社、ウェブサイト。詳細は、別添資料○参照。

関係法令等

- ・ 法第8条の2第1項第3号イ

解説

- ・ 本セクションにおいては、本邦において法第8条第1項の規定により指定された貨物を販売していることを示す。申請者の営業記録や、迂回企業のウェブサイトを用いて示す事が考えられる。

7-4 不当廉売(ダンピング)があること

記載例

7-4. 不当廉売(ダンピング)があること

不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の正常価格は、不当廉売がされた貨物【B】に係る法第8条第5項の規定による調査において算出されダンピングマージン率 100%と、貿易統計より算出された当該調査期間である X1 年における『X国』から本邦へ輸出される指定貨物【B】の輸出価格 A90 を元に、算出された、正常価格 A180 に X1 年から X4 年までのインフレ率 1.04 を掛けた A187.2/MT とした。これに対して、財務省貿易統計情報より X4 年における『A国』から本邦への【Y】の輸出価格等(法第8条の2第1項第2号に掲げる貨物の場合は、『A国』から本邦への【Y】の輸出価格。法第8条の2第1項第3号に掲げる貨物の場合は、当該貨物を原料又は材料として本邦において生産される法第8条第1項の規定により指定された貨物【B】の国内販売価格。)は、A150/MT であったことから、ダンピングがあることが確認された。

不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の正常価格
= (100%(元措置のダンピングマージン率)*A90+A90)*1.04=A187.2

(参考)原措置の不当廉売差額(ダンピング・マージン)及び不当廉売差額率(ダンピング・マージン率)

① 正常価格(工場出荷段階)	A180.00
② 本邦向け輸出価格(工場出荷段階)	A90.00
③ 不当廉売差額(ダンピング・マージン)	A90.00
④ 不当廉売差額率(ダンピング・マージン率) [③/②×100]	100 (%)

インフレ率:IMF より入手した『A国』における CPI(ALL ITEM)を用いて以下の通り算出した。

$$\text{CPI}(X1 \text{ 年}) \times \text{CPI}(X4 \text{ 年}) / \text{CPI}(X1 \text{ 年}) / 100 = 100 \times 104 / 100 / 100 = 1.04$$

📖 関係法令等

- 法第8条の2第1項
- 政令第7条の2第1項第7号
- ガイドライン7. (4の2)

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等(法第8条の2第1項第3号に掲げる貨物の場合にあつては、当該貨物を原料又は材料として本邦において生産された貨物をいう。)について、不当廉売(ダンピング)があることを示す。
- 不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等【B】について、不当廉売(ダンピング)があることを確認する際の正常価格は不当廉売がされた貨物【B】の法第8条第5項の規定による調査の不当廉売差額率と指定貨物供給国等から輸出される指定貨物輸出価格を用いて計算された価格を用いて行う。その際、原措置調査時点と申請時点

- のインフレーションも考慮して計算する。
- 輸出価格等については、貿易統計等から算出した不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の輸出価格等（第三国迂回貨物及び軽微変更迂回貨物の場合にあつては、これらの貨物の輸出のための販売価格をいい、輸入国迂回貨物の場合にあつては、当該貨物を原料又は材料の一部として生産される法第8条第1項の規定により指定された貨物の国内販売価格をいう。以下同じ。）を元に、保険料、海上運賃、船積諸掛、輸出国内運賃を除した価額を用いる。輸入国迂回の場合は、営業記録等から入手した本邦の迂回企業の販売価格を元に、保険料、海上運賃、船積諸掛、輸出国内運賃を除すことにより参照構成輸出価格を用いる。
 - 上記により算出された正常価格を不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の輸出価格等が下回っていることを示す。不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等について、不当廉売（ダンピング）があることを示せば良いので、ダンピングマージンの算出はしなくて良い。

7-5 当該貨物の輸入の増加について不当廉売関税の課税の回避のため以外の正当な理由がないこと(注:任意)

記載例(法第8条の2第1項第2号に掲げる貨物の場合)

7-5. 当該貨物の輸入の増加について不当廉売関税の課税の回避のため以外の正当な理由がないこと

調査対象貨物の供給者は、○年○月に【B】に対する不当廉売関税の調査が開始された後、『X国』に○年○月に設立された。当該供給者は、『A国』から【B】の原料又は材料である【Z】を輸入して、『X国』から本邦へ【Y】を輸出しており、本邦が主たる輸出先であった。

前述のとおり、『A国』から本邦への【B】の輸入量の減少を置き換えるように、『X国』から本邦への【Y】の輸出量が増加した。また、【B】については、不当廉売関税の課税以外に市場状況に変化は無い。これらの事実は、当該貨物の輸入の増加について不当廉売関税の課税の回避のため以外の正当な理由がないことを示している。

関係法令等

- 法第8条の2第2項第2号

解説

- 本セクションにおいては、経済的正当性に係る事項について記載する。不当廉売関税のための調査開始以後、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の輸入量の増加には、不当廉売関税の課税の回避以外の経済的に正当化できる理由が特段無いことを記載する。

7-6 当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

累積的な評価(※複数の供給国が含まれる場合のみ必要な項目)

記載例

7-6. 当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

累積的な評価

第三国迂回において、複数の供給国である『X1国』及び『X2国』から輸入された、貨物の輸入量について、調査対象期間である〇年〇月から〇年〇月までの1年間では、総輸入量□□kgのうち、『X1国』からの輸入量が△△kg(総輸入量比15%)、『X2国』からの輸入量が▲▲kg(総輸入量比10%)となっており、いずれも無視できない数量であった。また、『X1国』及び『X2国』から輸入される【B】と、本邦の産業が生産する【B】はいずれも物理的・化学的特性、用途が同一であり、販売経路及び製造工程も概ね同じであり、本邦の市場における代替性を有していることからすれば、『X1国』からの輸入される【B】及び『X2国』から輸入される【B】が競合するとともに、『X1国』及び『X2国』からの輸入品と本邦の産業が生産する同種の産品が競合している。

したがって当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害に関して、『X1国』及び『X2国』からの輸入される【B】が及ぼす影響を累積的に評価することができる。

📖 関係法令等

- 不当廉売協定 3.3 条

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について記載する。
- 複数の供給国が迂回調査の対象である場合、当該貨物の輸入が本邦の産業へ及ぼす影響について、下記の要件を充たせば、それぞれの供給国からの輸入の及ぼす影響を累積的に評価することができる。
 - (ア) 各国からの輸入の量が無視することができるもの(各国からの輸入量が総輸入量の3%未満。)ではないこと。ただし、単独では3%未満である国からの輸入量の合計値が総輸入量の7%を超えるときはこの限りではない※。
 - (イ) 輸入品同士の競争関係及び輸入品と国産品の競争関係が認められること。※通常、単独の供給国からの輸入量が総輸入量の3%未満である場合に、当該輸入の量は無視することができることみなされるが、複数国の場合には、当該3%未満の輸入量の合計値が7%を超えるか否かで判断する。

7-6-1 当該貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響

記載例

7-6-1. 当該貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響

法第8条の2第1項第1号に掲げる貨物【B】(同項第2号に掲げる貨物の場合は、【Y】、同項第3号に掲げる貨物の場合は、当該貨物【Z】を原料又は材料として本邦において生産された法第8条第1項の規定により指定された貨物【B】)の国内販売価格については財務省貿易統計情報に基づく輸入価格(CIF価格)を用いて算出した。当該価格と販売段階を合わせるため、本邦の産業が生産する同種の貨物については申請者の工場出荷価格情報(別紙○)に基づいた。

②年度頃までは『A国』から輸出される不当廉売がされた貨物の影響で、平均単価1,000円/kg程度で推移していた本邦の産業が生産する【B】の国内販売価格が、不当廉売関税課税後の③年度においても、『A国』産の迂回された貨物の輸入の影響を受けて、販売価格は上昇せず、平均単価1,000円/kg程度のままである。

こうした価格の下落は、産業上の使用者から、不当廉売関税の課税の回避のために第三国『X国』から輸入される貨物等の安価な貨物の価格を引き合いに値下げを要求された(別紙○)ことにより、対応を余儀なくされていたために生じたものである。

具体的には、本邦の産業が主に販売している b タイプ(普通品)について、取引先から、『A国』産への不当廉売関税課税後、『X国』産品の価格は600円/kgであるため同等の価格まで引き下げよう求められ(別紙○)、生産量を維持するために販売量を確保しようと値下げしたことから、b タイプの国産品の国内販売価格は、不当廉売関税課税後の③年度も、引き続き1,000円/kgのままであった。

図表○ 価格動向

単位	①年度	②年度	③年度
国産品の国内販売価格 (円/kg)	1,000	1,000	1,000
『A国』産品の国内販売価格 (円/kg)	600	600	輸入なし
『X国』産品の国内販売価格 (円/kg)	輸入なし	輸入なし	600
国産品と『X国』産品の国内販売価格差額 (円/kg)	-	-	400
国産品と『X国』産品の国内販売価格差率 (%)	-	-	40.0%

(出所:○○○)

関係法令等

- 法第8条の2第1項
- 政令第7条の2第1項第7号
- ガイドライン6. (2)四の3③ロ

☞ 解説

- 本セクションにおいては、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等輸入が本邦の産業が生産する同種の貨物の価格に及ぼす影響について記載する。
- 調査当局が迂回調査の開始を正当化するために十分な証拠があると決定するためには、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の輸入によって、「原措置の効果が損なわれている事実」を示すため、本邦の産業への損害等に係るデータがなければならない。これらのデータのうち、本項では、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の国内販売価格(第三国迂回貨物及び軽微変更迂回貨物の場合にあつては、これらの貨物の国内販売価格をいい、輸入国迂回貨物の場合にあつては、当該貨物を原料又は材料として本邦において生産された法第8条第1項の規定により指定された貨物の国内販売価格をいう。以下同じ。)について記載するものである。(次項で、それらによる本邦の産業への影響について記載する。)
- 全てのデータは当該産品のみに係るものでなければならない、この根拠となる資料を添付すること。また、データの推定又は調整を行った場合にはその旨及び方法を明記する。記載例表中の項目・指標以外に関連するものがある場合にはそれも含める。
- 複数の本邦の生産者が存在する場合には、全ての者のデータの合計(平均値が必要な場合は、加重平均する)を記載する。ただし、一部のデータしか提出できない場合は、その旨明記する。
- 全てのデータは原則として、不当廉売課税後1年間を含むデータについて示す(通常は会計年度)。
- 提出が求められている指標等について、当該データが提出できない場合にはその旨及び理由を明記する。
- 輸入動向
 - 輸入量や国内需要量は可能な限り公的な統計データ等に基づき提示することが必要となる。
- 価格動向
 - 不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の輸入が本邦の価格に及ぼす影響を検討する上で、本邦の産業が生産する同種の貨物と本邦における不当廉売関税の課税に回避のために第三国から輸入される貨物等の国内販売価格差の有無及びその程度を考慮するため、全ての商品タイプの価格を加重平均したものを比較することに加え、類似の商品タイプ別に本邦内で販売された不当廉売関税の課税に回避のために第三国から輸入される貨物等の国内販売価格と本邦の産業が生産する同種の貨物の国内販売価格の受渡条件を合わせて比較する。
 - ただし、本邦の産業が生産する同種の貨物及び不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等が価格帯の異なる複数の商品タイプから構成される場合には、すべての商品タイプ別の販売価格を確認するのではなく、特定の代表的な商品タイプに着目することにより、本邦における販売価格の推移を評価することができる。
 - 本邦の産業が生産する同種の貨物の国内販売価格は、本邦内で販売された当該貨物の工場出荷段階又は庭先渡し条件での価格の加重平均価格が一般的であるが、業界団体が行った市場調査による統計、その他の報告書なども使用することができる。
 - 不当廉売関税の課税に回避のために第三国から輸入される貨物等の国内販売価格は、本邦の産業が生産する同種の貨物の工場出荷段階価格との比較を行う場合は、輸入貿易統計による単位ごとの平均CIF価格を使用することができる。本邦の産業が生産する同種の貨物の庭先渡し価格との比較を行う場合は、当該CIF価格に輸入関税、輸入者口銭、港湾手数料などの経費等を加算することにより、本邦における不当廉売関税の課税に回避のために第三国から輸入される貨物等国内販売価格を算出する。
また、特に、商品タイプ別の不当廉売関税の課税に回避のために第三国から輸入される貨物等国内販売価格を示す際には、当該商品の本邦内で販売された価格を直接又

は間接的に示す書面(価格表、見積書、申請者販売員の営業報告書等)などが情報源として有用。その他の情報源としては、公的/私的研究、市場調査も使用し得る。

- 本邦の産業が生産する同種の貨物と不当廉売関税の課税に回避のために第三国から輸入される貨物等の国内販売価格差は、本邦の産業が生産する同種の貨物国内販売価格を基に、不当廉売関税の課税に回避のために第三国から輸入される貨物等の国内販売価格との関係を価格差及び百分率で表わす。

(価格差) 本邦において生産される同種の貨物の国内販売価格－不当廉売関税の課税に回避のために第三国から輸入される貨物等の国内販売価格

(百分率) (本邦において生産される同種の貨物の国内販売価格－不当廉売関税の課税に回避のために第三国から輸入される貨物等の国内販売価格)÷本邦において生産される同種の貨物の国内販売価格×100

7-6-2 当該貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

記載例

7-6-2 当該貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

上述した不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の輸入量の増加と価格引下げにより、本邦の産業が生産する同種の貨物の販売量が回復せず、販売価格が引き下げられたままである。不当廉売関税課税後の③年度には原材料及び燃料の価格上昇により国産品の製造原価が上昇したが、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の価格が低かったため、本邦の産業は、かかる製造原価の上昇分の一部しか販売価格に転嫁することができず、さらに販売量、市場占拠率は上昇しなかった。その結果、③年度には売上高が売上原価を下回り、利潤は営業赤字、経常赤字となった。また、かかる状況は、本邦の産業における生産高が回復せず、稼働率も改善しなかったことによる。

これらの経済指標から、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の輸入の影響により、本邦の産業は実質的な損害を被っている状況にあることが示されている。

図表〇 損害指標

	単位	①年度	②年度	③年度	対①年度比	
国産品の国内販売量	(千 MT)	45	45	45	0%	
国産品の市場占拠率 [国産品の国内販売量/国内需要量]	(%)	65.1%	60.2%	37.5%	▲27.6 ポイント	
国産品の自家消費量	(千 MT)	5	5	5	0%	
売上高(国内販売額+自家消費額)	(百万円)	982	867	515	▲47.6%	
利潤 (利益)	営業利益	(百万円)	67	21	▲10	正→負
	経常利益	(百万円)	25	11	▲7	正→負
生産高(生産量)	(千 MT)	51	50	49	▲2ポイント	

(出所:〇〇〇)

📖 関係法令等

- 法第8条の2第1項
- 政令第7条の2第1項第7号
- ガイドライン6.(2)四の3②ハ

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について記載する。
- 調査当局が迂回調査の開始を正当化するために十分な証拠があると決定するためには、不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の輸入によって、「原措置の効果が損なわれている事実」を示すため、本邦の産業への損害等に係るデータがなければならない。これらのデータのうち、本項では、不当廉売がされた貨物の輸入の量及び価格について記載するものである。(次項で、それらによる本邦の産業への影響について記載する。)
- 全てのデータは当該産品のみに係るものでなければならず、この根拠となる資料を添付すること。また、データの推定又は調整を行った場合にはその旨及び方法を明記する。記載

- 例表中の項目・指標以外に関連するものがある場合にはそれも含める。
- 複数の本邦の生産者が存在する場合には、全ての者のデータの合計(平均値が必要な場合は、加重平均する)を記載するよう努める(記載例1)。ただし、一部のデータしか提出できない場合は、その旨明記する(記載例2)。
 - 全てのデータは原則として直近1年間について示す(通常は会計年度)。
 - 提出が求められている指標等について、当該データが提出できない場合にはその旨及び理由を明記する。
 - 損害指標
 - 損害指標は、可能な限り商法等で定められた帳簿等のデータに基づき提示することが必要となる。
 - 指標のデータは、不当廉売がされた貨物と同種の貨物のみに係るものでなければならないが、当該貨物の生産部門単体で管理していない場合には、全社ベースのデータを当該貨物の売上高比率等に基づき部門としての指標に調整する等、適当な方法で算出したデータを示す必要がある。その場合には、その旨及び方法を明記する。
 - 輸出がある場合には、当該データは原則として除外する。
 - 本邦の産業が生産する同種の貨物の国内販売量は、自家消費分を除外する。
 - 本邦の産業が生産する同種の貨物の市場占拠率は、本邦の産業が生産する同種の貨物の国内販売量が国内需要量(本邦の産業が生産する同種の貨物の国内販売量+総輸入量)に占める割合を算出する。
 - 自家消費は、生産したものを出荷することなく自社製品に使用するもの等を記載する。
 - 売上高は、国内販売額及び自家消費額を合算する。利潤は当該売上高を基に算出する。
 - 生産高(生産量)は、自家消費向けも含む。また、輸出分を除外することができない場合には、輸出分を含む数値とする。

- 8 提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由

記載例

8. 提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由

次の理由により、本書面に記載された事項の一部又は証拠の一部を秘密として取り扱うことを求める。

秘密として取り扱うことを求める部分	理由
課税を求める書面の本文中【 】で囲まれた部分	本文中、脚注に記載。
別紙1の○頁の【 】で囲まれた部分	何れもタイプ毎の生産高、国内販売量や国内販売価格という申請者にとって極めて重要な営業情報であり、これらが開示されると今後の営業活動に支障をきたすため。
別添資料1-□の△頁の▼行目の【 】で囲まれた部分	申請者以外の第三者の営業上の秘密事項にあたる情報であり、さらに、情報提供者も秘密としての取扱いを要請しているため。
別添資料1-□の△頁の■行目の【 】で囲まれた部分	各需要者の仕入先・取扱い商社・原料購入量・購入価格等に関する情報であり、何れも各者にとって秘密情報と考えられるため。
別添資料1-▲の▽頁の【 】で囲まれた部分	本邦内で販売された価格(産業上の使用者への販売価格)は、申請者が各需要者より入手した情報であり、かかる情報は、各需要者にとって秘密情報と考えられるため。
別添資料1-◇の●頁の【 】で囲まれた部分	『A国』における国内販売価格(工場出荷段階)及び本邦への輸出価格(工場出荷段階)を求めるための各種の項目の推定根拠に関する記述は、判明すれば、申請者と取引先との間の関係を著しく悪化させる事態が考えられるため。

📖 関係法令等

- 政令第7条の2第1項第8号
- 政令第7条第6項～第10項
- 政令第7条の2第4項

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、秘密として取り扱うことを求める事項について記載する。
- 課税を求める書面又は証拠に含まれる記載部分について、その開示が競争者に対して競争上著しい利益・不利益を与える場合には、課税を求める書面の提出に当たって、課税を求める書面又は証拠におけるどの記載部分について秘密としての取扱いが必要となるのかを指定し、秘密として取り扱うことを求める旨及びその理由を書面で提出することにより、秘密として取り扱うことを求めることができる。
- 課税を求める書面又は証拠に秘密としての取扱いを求める記載部分が含まれる場合には、課税を求める書面等は、当該記載部分を要約した「開示版」と、当該記載部分も含めた「非開示版」の二種類を提出する必要がある。
- 要約の方法について、ガイドライン別添3の「秘密証拠等の要約の作成例」を参照し、開示

版においては、次の例のように、秘密扱いを求める記載部分について可能な限り概要説明又は指数化を行う。

➤ 例 1: 取引先の名称等の概要説明

<非開示版>

「【〇〇商事株式会社】から、輸入品の価格は【22%】低いと証言を得た(別添資料1-□参照)。」

<開示版>

「【申請者の販売先の1社】から、輸入品の価格は【約20%】低いと証言を得た(別添資料2-□参照)。」

➤ 例 2: 実数の指数化

<非開示版>

	①年度	②年度	③年度
生産額(万円)	【200.0】	【300.0】	【400.0】

<開示版>

	①年度	②年度	③年度
生産額 (①年度を100とした指数)	【100】	【150】	【200】

- 調査当局が、証拠等を秘密として取り扱うことにつき正当な理由がないと認める場合には、その旨及び理由が通知される。それでもなお申請者が秘密として取り扱うことの求めを撤回せず、かつ、適切な「開示版」が提出されない場合は、当該証拠等を調べないことがある。
- 検討の結果、法第8条の2第4項の調査を開始することが決定された場合は、速やかに不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の供給者又はその団体、輸入者又はその団体、指定貨物供給国等における指定貨物の供給者、輸入国迂回貨物の場合にあつては、当該貨物を原料又は材料の一部として本邦において法第8条第1項の規定により指定された貨物の生産を行う生産者等及び輸出国政府に対して開示版の課税を求める書面が提供されることになる。また、他の利害関係者に対しても、開示版の課税を求める書面が提供される場合がある。秘密として取り扱うことを求める部分及びその理由については、記載例のように詳細な説明を一覧表にして提出することが望ましい。

9 当該課税の求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況

記載例 1(申請者の生産量が本邦における総生産量の50%を超えている場合)

9. 当該課税の求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況

上記 6-2 記載のとおり、申請者は、【B】を生産・販売している本邦【B】産業を構成する全○社のうちの3社であり、その○○年度の【B】生産量の合計は、本邦【B】総生産量の75%を占める。したがって、不当廉売関税等に関する政令第7条の2第1項9号及び不当廉売関税等に関する手続等についてのガイドライン 6.(2)に定める支持の状況に係る要件を満たしている。

記載例 2(申請者の生産量が本邦における総生産量の50%を超えていない場合)

(支持の状況等を確認できた場合(本邦生産量の50%超を占める生産者の支持を確認できない場合を含む。))

9. 当該課税の求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況

上記 6-2 記載のとおり、申請者は、【B】を生産・販売している本邦【B】産業を構成する全○社のうちの3社であり、その○○年度の【B】生産量の合計は、本邦【B】総生産量の44.5%を占めるにすぎない。本邦における【B】の総生産量の約2.5%を生産している株式会社××は当該課税の求めを支持しており、上記 6-2 で示したとおり、データ提供等で協力している。株式会社××からの念書を参照(別紙○)。また、本邦における【B】の総生産高の約19.5%を生産している株式会社△△は当該課税の求めに反対している。なお、総生産高の約2%を生産している株式会社▽▽は6ヶ月以内に不当廉売がされた貨物を輸入しているため、本邦の生産者には含まれない。

申請者、株式会社△△、株式会社××及び株式会社▽▽を除いた本邦の生産者(本邦における【B】の総生産高の31.5%)については、当該課税の求めを支持するか否かの確認はできていないものの、支持者である申請者及び株式会社××の生産高の合計は47%であり、株式会社△△の生産高(19.5%)を超えている。

(支持の状況を確認できていない場合)

9. 当該課税の求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況

上記 6-2 記載のとおり、申請者は、【B】を生産・販売している本邦【B】産業を構成する全○社のうちの3社であり、その○○年度の【B】生産量の合計は、本邦【B】総生産量の44.5%を占めるにすぎない。また、申請者において調査を行ったものの、申請者以外に本邦において【B】を生産している者について、当該課税の求めを支持するか否かの確認はできておらず、不当廉売関税等に関する政令第7条第1項7号及び不当廉売関税等に関する手続等についてのガイドライン 6.(2)に定める支持の状況に係る要件を満たしていることを示すことができない。

📖 関係法令等

- 政令第7条の2第1項第9号
- ガイドライン6.(2)一、一の2、三の2

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況に係る事項を記載する。

- 申請者の生産量の合計が本邦における総生産量の50%を超えている場合には、当該課税の求めに対する関係生産者等の支持の状況について、ガイドライン6.(2)三の2に該当することが自動的に明らかになるが、50%を超えていない場合は、把握可能な限り申請者以外の者の支持の状況を定量的に示す必要がある。
- 申請者が提出した支持状況により調査開始の要件を判断できない場合には、申請後に産業所管省庁が課税申請に対する支持状況を国内生産者に対して確認できる(ガイドライン6.(2)一の2)。

課税を求める書面(ガイドライン6.(2)一の2に記載されている産業所管大臣による確認が行われた場合には、当該確認の結果)により、①'当該課税の求めを支持している関係生産者等の当該貨物の本邦における生産量の合計が、②'当該課税の求めに反対することを明らかにしている関係生産者等の当該貨物の本邦における生産量の合計を超える(①' > ②')ことが示されない場合は、調査の必要性があるとは認めない。

なお、①'が本邦における総生産量の50%を超えている場合には、ガイドライン6.(2)三の2①に該当することが確実なため、その他の者の支持の状況を示す必要はない(記載例1参照)。一方、①'が本邦における総生産量の50%を超えていない場合には、把握可能な限りそれ以外の者の支持の状況を把握するものとする(記載例2参照)。

- また、同様に、関係労働組合が申請者である場合であって、その構成員のうち当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数の50%を超えない場合には、把握可能な限り申請者以外の者の支持の状況を定量的に示す必要がある。

課税を求める書面(ガイドライン6.(2)一の2に記載されている産業所管大臣による確認が行われた場合には、当該確認の結果)により、①"当該課税の求めを支持している当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計が、②"当該課税の求めに反対することを明らかにしている当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計を超える(①" > ②")ことが示されない場合は、調査の必要性があるとは認めない。

なお、①"が当該生産に従事する者の総数の50%を超えている場合には、ガイドライン6.(2)三の2②に該当することが確実なため、その他の者の支持の状況を示す必要はない。一方、①"が当該生産に従事する者の総数の50%を超えていない場合には、把握可能な限りそれ以外の者の支持の状況を把握するものとする。

10 その他参考となるべき事項

10-1 不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の輸入者及び供給者

10-2 当該貨物と同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等

10-3 当該貨物と同種の貨物の産業上の使用者及びその団体

10-4 当該貨物と同種の貨物の主要な消費者団体(当該貨物が小売に供されている場合に限る。)

記載例

10.その他参考となるべき事項

10-1. 不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等の輸入者及び供給者

申請者が知り得た全ての本邦の輸入者及び供給者(生産者又は輸出者)を別紙○に示す。当該輸入者及び供給者は申請者の調査により判明したものであり、このほかにも存在する可能性がある。

10-2. 当該貨物と同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等

当該貨物と同種の貨物である【●●】の本邦における申請者以外の生産者は、○社あるが、団体は存在しない。当該生産者らの名称及び住所等は以下のとおり。

- ○○株式会社 東京都○○区○○1-2-3 TEL 03-○○○○-○○○○
- △△株式会社 東京都△△区△△4-5-6 TEL 03-△△△△-△△△△

10-3. 当該貨物と同種の貨物の産業上の使用者及びその団体

申請者の知り得た当該貨物と同種の貨物【●●】の産業上の使用者は○社あり、その団体は○団体ある。それらの者の名称及び住所等は以下のとおり。

- 産業上の使用者
株式会社○○ 北海道○○市○○○町7 TEL 011-○○○-○○○○
△△有限会社 沖縄県△△市△△△町8 TEL 098-△△△-△△△△
- 団体
社団法人○○ 大阪府大阪市○○○区9 TEL 06-○○○○-○○○○
△△△業協会 京都府京都市△△△町0 TEL 075-△△△-△△△△

10-4. 当該貨物と同種の貨物の主要な消費者団体(当該貨物が小売に供されている場合に限る。)

【●●】は小売もされており、申請者の知り得た本邦における主要な消費者団体は○団体あり、それらの者の名称及び住所等は以下のとおり。

- ○○消費者連合会 東京都○○市○○○町1 TEL 03-○○○○-○○○○
- △△消費者連合会 神奈川県横浜市△△町2 TEL 045-△△△-△△△△

10-5 当該貨物の本邦及び他国における不当廉売関税課税状況

10-6 当該貨物と同種の貨物の国際取引の一般的状況

記載例

10-5. 当該貨物の本邦及び他国における不当廉売関税課税状況

本邦において202X年より『A国』産の【●●】に対して不当廉売関税が課されている。他国では、199×年に〇〇国において不当廉売関税(『A国』は5%~150%)が課税され(別紙〇)、続いて、200×年に〇〇国においても不当廉売関税(『A国』は0%~38%)が課税されている(別紙〇)。

10-6. 当該貨物と同種の貨物の国際取引の一般的状況

世界全体における【●●】の貿易量を見ると別添資料〇のとおりで、**年においては、***千 MT である。また、同年における【●●】の世界の生産高合計は***千 MT である。つまり、生産高の約半分が国際取引されている。**年における『X国』産【●●】の生産量及び輸出量を見ると、それぞれ***千 MT、***千 MT であり、世界全体の貿易量及び生産高合計のそれぞれ〇%と〇%を占めていることになる。

📖 関係法令等

- 政令第7条の2第1項第10号

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、その他参考となるべき事項について記載する。
- 本邦の輸入者
 - 申請者が知り得た範囲において、それぞれの輸入者の名称、所在地及び連絡先を記載する。
 - 輸入者については、実際に輸入した貨物が不当廉売がされているか否かについて確認されていないとしても、不当廉売関税の課税対象貨物を輸入していれば記載する。
- 同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等、産業上の使用者及びその団体並びに主要な消費者団体
 - 申請者が知り得た範囲において、申請者以外の同種の貨物の生産者及びその団体の有無並びにそれらの者の名称、住所等を記載する。また、同様に知り得た範囲において、産業上の使用者及び主要な消費者団体についての情報も記載する。
- 不当廉売がされた貨物の本邦及び他国における不当廉売関税課税状況
 - 本邦における不当廉売がされた貨物の過去の課税実績、本邦において既に他の供給国又は供給者を対象に課税が行われているか否か、他国における不当廉売がされた貨物に対する課税実績・状況等について記載する。
- 同種の貨物の国際取引の一般的状況
 - 知り得た範囲において、対象貨物と同種の貨物の世界全体の貿易量の合計及び生産高の合計に対する対象貨物の原産国における輸出量及び生産高等を客観的に記載する。